

半 期 報 告 書

(第 6 期中) 自 平成 22 年 4 月 1 日
至 平成 22 年 9 月 30 日

株式会社三菱東京UFJ銀行

第6期中（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）

半 期 報 告 書

- 1 本書は半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の半期報告書と同時に提出した半期報告書の記載内容に係る確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社三菱東京UFJ銀行

目 次

	頁
第6期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	6
第2 【事業の状況】	7
1 【業績等の概要】	7
2 【生産、受注及び販売の状況】	41
3 【対処すべき課題】	41
4 【事業等のリスク】	42
5 【経営上の重要な契約等】	43
6 【研究開発活動】	43
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	44
第3 【設備の状況】	54
1 【主要な設備の状況】	54
2 【設備の新設、除却等の計画】	54
第4 【提出会社の状況】	55
1 【株式等の状況】	55
(1) 【株式の総数等】	55
(2) 【新株予約権等の状況】	56
(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	56
(4) 【ライツプランの内容】	56
(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】	56
(6) 【大株主の状況】	57
(7) 【議決権の状況】	57
2 【株価の推移】	58
3 【役員の状況】	58
第5 【経理の状況】	59
1 【中間連結財務諸表等】	60
(1) 【中間連結財務諸表】	60
① 【中間連結貸借対照表】	60
② 【中間連結損益計算書】	62
③ 【中間連結株主資本等変動計算書】	63
④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】	66
(2) 【その他】	150
2 【中間財務諸表等】	151
(1) 【中間財務諸表】	151
① 【中間貸借対照表】	151
② 【中間損益計算書】	153
③ 【中間株主資本等変動計算書】	154
(2) 【その他】	181
第6 【提出会社の参考情報】	182
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	183

監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年11月29日

【中間会計期間】 第6期中(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

【会社名】 株式会社三菱東京UFJ銀行

【英訳名】 The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.

【代表者の役職氏名】 頭取 永 易 克 典

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 辰 巳 文 一

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

【電話番号】 (03) 3240-1111 (代表)

【事務連絡者氏名】 総務部次長 辰 巳 文 一

【縦覧に供する場所】 本店のほかに該当ありません

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	2,238,656	1,811,156	1,655,514	4,240,043	3,515,787
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	135,132	142,185	481,546	△103,819	458,286
連結中間純利益	百万円	175,142	122,722	323,653	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	△213,962	362,886
連結純資産額	百万円	7,267,061	8,011,306	9,097,354	6,857,089	9,300,572
連結総資産額	百万円	155,120,452	162,792,534	161,534,721	160,826,160	165,095,177
1株当たり純資産額	円	529.02	530.98	579.63	451.70	574.78
1株当たり中間純利益金額	円	17.00	10.21	25.47	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△21.86	30.16
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額	円	16.96	10.21	25.47	—	—
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	30.16
自己資本比率	%	3.67	3.93	4.68	3.45	4.69
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.63	13.72	15.77	12.02	15.54
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,252,017	7,196,992	7,390,475	5,488,114	13,339,631
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	2,182,263	△6,929,720	△6,882,833	△6,632,746	△14,168,589
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△65,080	105,730	△839,413	1,069,287	1,006,620
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	3,298,752	3,700,118	3,069,090	—	—
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	—	—	—	3,271,131	3,449,274
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	56,515 [7,774]	57,697 [27,100]	56,223 [23,500]	56,024 [7,140]	55,549 [25,300]

- (注) 1 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、平成20年度は連結当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。
- 6 平成21年度中間連結会計期間より平均臨時従業員数は、派遣社員を含め、百人未満を四捨五入して記載しております。平均臨時従業員数に含まれる派遣社員は、平成21年度中間連結会計期間は20,300人(百人未満四捨五入)、平成21年度は19,100人(百人未満四捨五入)、平成22年度中間連結会計期間は17,100人(百人未満四捨五入)であります。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次 決算年月		第4期中 平成20年9月	第5期中 平成21年9月	第6期中 平成22年9月	第4期 平成21年3月	第5期 平成22年3月
経常収益	百万円	1,769,495	1,486,004	1,389,980	3,513,112	2,916,427
経常利益 (△は経常損失)	百万円	37,892	125,032	394,401	△199,439	407,826
中間純利益	百万円	25,016	130,765	282,320	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	△366,392	342,667
資本金	百万円	996,973	1,196,295	1,711,958	1,196,295	1,711,958
発行済株式総数	千株	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		10,301,857	10,833,384	12,350,038	10,833,384	12,350,038
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
		第一回第三種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式	第一回第四種優先株式
		27,000	79,700	79,700	79,700	79,700
		第一回第四種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式
79,700	1,000	1,000	1,000	1,000		
第一回第五種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式		
150,000	177,000	177,000	177,000	177,000		
第一回第六種優先株式						
1,000						
純資産額	百万円	5,399,955	6,211,509	7,354,130	5,436,278	7,559,752
総資産額	百万円	142,106,991	149,946,570	150,882,968	148,971,788	153,924,815
預金残高	百万円	99,767,246	100,488,998	103,260,413	100,208,977	103,976,222
貸出金残高	百万円	72,228,207	69,443,777	63,649,511	73,786,503	69,106,624
有価証券残高	百万円	31,106,307	46,165,485	57,300,150	38,731,570	52,068,380
1株当たり純資産額	円	499.35	512.64	562.69	441.01	558.86
1株当たり配当額	円	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式	普通株式
		—	6.57	9.98	5.45	17.13
		第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式	第一回第二種優先株式
		—	30.00	—	60.00	60.00
		第一回第三種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式	第一回第六種優先株式
—	105.45	105.45	210.90	210.90		
第一回第六種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式	第一回第七種優先株式		
—	57.50	57.50	43.00	115.00		
1株当たり中間純利益金額	円	2.43	10.95	22.12	—	—
1株当たり当期純利益金額 (△は1株当たり当期純損失金額)	円	—	—	—	△36.38	28.37
自己資本比率	%	3.79	4.14	4.87	3.64	4.91
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	10.69	14.47	16.63	12.74	16.34
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	34,227 [4,967]	35,410 [16,037]	35,060 [14,108]	33,827 [4,895]	34,902 [15,421]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国際統一基準を採用しております。

4 第5期中より平均臨時従業員数は、派遣社員を含めて記載しております。平均臨時従業員数に含まれる派遣社員は、第5期中は11,746人、第5期は11,149人、第6期中は9,905人であります。

2 【事業の内容】

当行グループは、親会社である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの下、当行、子会社141社（うち連結子会社141社）および関連会社48社（うち持分法適用関連会社47社、持分法非適用関連会社1社）で構成され、銀行業務、その他（金融商品取引業務、リース業務等）の金融サービスに係る事業を行っております。

当中間連結会計期間において、当行グループ（当行および当行の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

	リテール部門	法人部門	国際部門	市場部門	その他部門	合計
従業員数(人)	15,551 [10,500]	10,541 [3,000]	19,641 [1,000]	1,036 [100]	9,454 [8,900]	56,223 [23,500]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託3,585人、臨時従業員23,500人を含んでおりません。
2 [] 内に当中間連結会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含み、期末人数・平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。
4 臨時従業員数に含まれる派遣社員は、期末人数17,100人、平均人数17,100人であります。(期末人数、平均人数ともに、百人未満を四捨五入して記載しております。)
5 当中間連結会計期間より、セグメント情報の区分を「セグメント情報等の開示に関する会計基準」等に基づき変更しております。

(2) 当行の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	35,060 [14,108]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託1,994人、臨時従業員13,837人を含んでおりません。
2 [] 内に当中間会計期間における臨時従業員の平均人数を外書きで記載しております。
3 臨時従業員数は、派遣社員を含んでおります。派遣社員は、期末人数9,673人、平均人数9,905人であります。
4 従業員数には、執行役員75人(うち、取締役兼務の執行役員13人)を含んでおりません。
5 当行の従業員組合は、三菱東京UFJ銀行従業員組合と称し、組合員数は24,506人であります。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当中間連結会計期間の金融・経済環境ですが、海外経済は、アジア経済が内需拡大を背景に底堅く推移しましたが、米国経済は雇用回復ペースの鈍化や景気対策効果の一巡から減速感が徐々に強まったほか、欧州経済では財政緊縮を受けて南欧諸国の景気低迷が続きました。この間、わが国経済は、エコカー補助金終了前の駆け込み需要や猛暑の影響から持ち直し傾向を辿りましたが、海外経済の減速に伴い輸出や生産の頭打ち傾向が鮮明となったほか、円高・株安の進行もあって先行きに対する不透明感が強まるなか、設備投資や雇用環境の回復も緩慢なものにとどまりました。

金融情勢に目を転じますと、米国ではデフレ観測が市場で台頭するなか、FRBが出口政策から金融緩和スタンスへ転じたほか、欧州ではユーロ安を受けて主要国の株価が堅調に推移した一方で南欧諸国の格下げなどソブリン問題が燻り続けました。わが国では、日本銀行による実質ゼロ金利政策の継続に加え、固定金利オペの拡充等を受けて、短期市場金利は緩やかに低下、長期市場金利は、欧米の金利低下に加え、設備投資の低迷、内外景気の減速懸念等を背景に1%を挟んだ低水準での揉み合いとなりました。円の対ドル相場は、米国の金融緩和観測の強まりと内外金利差縮小を背景に約15年振りの水準まで円高が進行しました。

こうした経済・金融環境の下、当行は、「品格のある強い銀行」、「グローバルベースでも名誉ある地位を占める銀行」を目指し、お客さまをはじめとする関係者の皆さまのご期待・ご信頼にお応えしていくために、金融円滑化への一層の取組みを始め、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（以下、「MUFG」といいます。）や、MUFGグループ各社とも協力して、以下のような実績を積上げることができました。

リテール部門では、預金収益の低下で苦戦しましたが、投資信託や金融商品仲介が堅調だったほか、法人部門でも、預金収益の低下や貸出残高で苦戦したものの、外為取扱高の積上げやソリューション業務で成果を上げました。また、国際部門がアジアで過去最高益を計上したほか、市場部門でも、金利動向を的確に捉えたALM運営などにより、高い収益を上げることができました。

このほか、「お客さま本位」のサービスの実現に向けて、「お客さまへのお約束10カ条」をお客さまに対する行動基準とし、従業員一人ひとりに「お客さま本位」、「お客さま保護」の考え方を徹底しているほか、コールセンターや、各営業拠点のロビー等に設置した「お客さまの声ハガキ」等で収集したご意見、ご要望に迅速にお応えすることで、お客さま満足度の向上に努めております。

また、CSR（企業の社会的責任）重視の経営を实践すべく、本業である金融の分野では、お客さまに環境面の対応をサポートする商品・サービスをご提供することで、環境配慮型社会の創出に力を尽くしているほか、各種の社会貢献活動にも積極的に取り組んでまいりました。

さらに、経営管理態勢、内部管理態勢および法令等遵守態勢についても、お客さまから全幅の信頼を寄せて頂けるよう、弛まぬ充実・強化に努めております。

このような経営環境の下、当中間連結会計期間の業績につきましては、以下のとおりとなりました。

資産の部につきましては、前年同期比 1 兆2,578億円減少して、161兆5,347億円となりました。主な内訳は、貸出金69兆2,943億円、有価証券57兆7,027億円となっております。負債の部につきましては、前年同期比 2 兆3,438億円減少して、152兆4,373億円となりました。主な内訳は、預金・譲渡性預金119兆832億円となっております。

損益につきましては、営業純益は6,173億円、経常利益は前年同期比3,393億円増加して4,815億円、中間純利益は前年同期比2,009億円増加して3,236億円となりました。

なお、報告セグメントの業績は次のとおりであります。

1 リテール部門

営業純益は978億円となりました。

2 法人部門

営業純益は1,769億円となりました。

3 国際部門

営業純益は1,090億円となりました。

4 市場部門

営業純益は3,104億円となりました。

5 その他部門

営業純益は△769億円となりました。

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前年同期比1,934億円支出が減少して 7 兆3,904億円の収入となる一方、投資活動においては、前年同期比468億円支出が減少して 6 兆8,828億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比9,451億円支出が増加して 8,394億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期比6,310億円減少して 3 兆690億円となりました。

国際統一基準による連結自己資本比率は15.77%となりました。

(1) 国内・海外別収支

国内・海外別収支の内訳は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用収支・役務取引等収支・特定取引収支・その他業務収支の合計は1兆2,868億円で前年同期比940億円の増益となりました。国内・海外の別では国内が1兆42億円で前年同期比1,115億円の増益、海外が3,271億円で前年同期比152億円の減益となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	586,196	261,086	438	847,721
	当中間連結会計期間	547,728	224,576	△5,278	767,026
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	785,425	405,678	△54,530	1,136,574
	当中間連結会計期間	691,764	325,828	△56,874	960,718
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	199,229	144,591	△54,968	288,852
	当中間連結会計期間	144,035	101,251	△51,595	193,691
役務取引等収支	前中間連結会計期間	232,001	79,856	△42,075	269,781
	当中間連結会計期間	217,436	70,642	△40,405	247,673
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	301,608	84,528	△56,577	329,559
	当中間連結会計期間	287,014	75,825	△51,665	311,174
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	69,606	4,671	△14,501	59,777
	当中間連結会計期間	69,577	5,183	△11,259	63,501
特定取引収支	前中間連結会計期間	76,001	12,566	△8,537	80,031
	当中間連結会計期間	69,037	7,354	33	76,425
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	76,001	13,880	△9,843	80,039
	当中間連結会計期間	69,037	7,479	△91	76,425
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	—	1,313	△1,306	7
	当中間連結会計期間	—	124	△124	—
その他業務収支	前中間連結会計期間	△1,501	△11,094	7,822	△4,773
	当中間連結会計期間	170,053	24,601	1,048	195,703
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	135,069	90,533	△40,103	185,499
	当中間連結会計期間	198,102	43,502	△16,141	225,463
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	136,570	101,628	△47,926	190,272
	当中間連結会計期間	28,048	18,901	△17,189	29,760

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内に本店を有する連結子会社(以下「国内連結子会社」という。)であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

2 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(2) 国内・海外別資金運用／調達状況

① 国内

国内における資金運用／調達の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比 5 兆3, 781億円増加して116兆3, 450億円となりました。利回りは0.22%低下して1.18%となり、受取利息合計は6, 917億円で前年同期比936億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比 1 兆9, 844億円増加して112兆5, 750億円となりました。利回りは0.10%低下して0.25%となり、支払利息合計は1, 440億円で前年同期比551億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	110, 966, 880	785, 425	1. 41
	当中間連結会計期間	116, 345, 078	691, 764	1. 18
うち貸出金	前中間連結会計期間	61, 269, 665	495, 586	1. 61
	当中間連結会計期間	56, 031, 002	412, 227	1. 46
うち有価証券	前中間連結会計期間	40, 850, 329	180, 777	0. 88
	当中間連結会計期間	53, 757, 435	195, 946	0. 72
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	60, 376	71	0. 23
	当中間連結会計期間	87, 837	65	0. 14
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	14, 531	11	0. 15
	当中間連結会計期間	16, 708	9	0. 11
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	3, 801, 793	3, 041	0. 15
	当中間連結会計期間	1, 851, 151	1, 598	0. 17
うち預け金	前中間連結会計期間	1, 193, 375	3, 418	0. 57
	当中間連結会計期間	1, 116, 961	1, 538	0. 27
資金調達勘定	前中間連結会計期間	110, 590, 645	199, 229	0. 35
	当中間連結会計期間	112, 575, 062	144, 035	0. 25
うち預金	前中間連結会計期間	92, 015, 180	81, 719	0. 17
	当中間連結会計期間	93, 607, 063	51, 014	0. 10
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4, 312, 633	8, 584	0. 39
	当中間連結会計期間	4, 720, 457	5, 524	0. 23
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1, 087, 903	749	0. 13
	当中間連結会計期間	1, 249, 566	1, 482	0. 23
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	5, 994, 476	8, 839	0. 29
	当中間連結会計期間	4, 922, 514	5, 797	0. 23
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1, 503, 513	1, 272	0. 16
	当中間連結会計期間	771, 286	807	0. 20
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	25, 000	67	0. 53
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち借入金	前中間連結会計期間	4, 859, 183	56, 268	2. 30
	当中間連結会計期間	4, 544, 565	48, 197	2. 11

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用しております。

2 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

② 海外

海外における資金運用／調達の様子は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の資金運用勘定平均残高は前年同期比9,551億円減少して28兆3,414億円となりました。利回りは0.46%低下して2.29%となり、受取利息合計は3,258億円で前年同期比798億円の減少となりました。資金調達勘定平均残高は前年同期比1兆2,260億円減少して24兆8,850億円となりました。利回りは0.29%低下して0.81%となり、支払利息合計は1,012億円で前年同期比433億円の減少となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	29,296,615	405,678	2.76
	当中間連結会計期間	28,341,455	325,828	2.29
うち貸出金	前中間連結会計期間	22,180,943	317,175	2.85
	当中間連結会計期間	18,752,499	252,349	2.68
うち有価証券	前中間連結会計期間	2,228,158	33,842	3.02
	当中間連結会計期間	3,229,515	33,864	2.09
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	395,494	1,784	0.89
	当中間連結会計期間	324,945	2,222	1.36
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	181,007	1,424	1.56
	当中間連結会計期間	648,627	4,867	1.49
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	381	4	2.49
	当中間連結会計期間	—	—	—
うち預け金	前中間連結会計期間	3,243,731	13,408	0.82
	当中間連結会計期間	4,312,930	12,716	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	26,111,146	144,591	1.10
	当中間連結会計期間	24,885,066	101,251	0.81
うち預金	前中間連結会計期間	14,811,635	59,427	0.80
	当中間連結会計期間	14,555,401	40,470	0.55
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,287,487	14,096	0.85
	当中間連結会計期間	5,005,525	15,791	0.62
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	721,236	2,471	0.68
	当中間連結会計期間	339,051	951	0.55
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	200,686	460	0.45
	当中間連結会計期間	95,502	303	0.63
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—
うちコマーシャル・ ペーパー	前中間連結会計期間	77,943	371	0.95
	当中間連結会計期間	151,813	316	0.41
うち借入金	前中間連結会計期間	1,840,631	15,985	1.73
	当中間連結会計期間	1,396,885	10,784	1.53

(注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社については、月末毎の残高等に基づく平均残高を利用してあります。

2 「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

3 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息を、それぞれ控除して表示しております。

③ 合計

種類	期別	平均残高(百万円)			利息(百万円)			利回り(%)
		小計	相殺消去額	合計	小計	相殺消去額	合計	
資金運用勘定	前中間連結会計期間	140,263,495	△6,394,701	133,868,794	1,191,104	△54,530	1,136,574	1.69
	当中間連結会計期間	144,686,534	△6,144,227	138,542,307	1,017,592	△56,874	960,718	1.38
うち貸出金	前中間連結会計期間	83,450,609	△3,214,568	80,236,041	812,761	△48,886	763,875	1.89
	当中間連結会計期間	74,783,502	△2,948,083	71,835,418	664,576	△42,618	621,958	1.72
うち有価証券	前中間連結会計期間	43,078,487	△1,762,404	41,316,083	214,620	△2,086	212,533	1.02
	当中間連結会計期間	56,986,951	△1,738,039	55,248,912	229,811	△6,742	223,068	0.80
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	455,871	△100,808	355,062	1,855	△206	1,649	0.92
	当中間連結会計期間	412,783	△33,368	379,415	2,287	△22	2,265	1.19
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	195,539	—	195,539	1,435	—	1,435	1.46
	当中間連結会計期間	665,335	—	665,335	4,877	—	4,877	1.46
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間	3,802,175	—	3,802,175	3,046	—	3,046	0.15
	当中間連結会計期間	1,851,151	—	1,851,151	1,598	—	1,598	0.17
うち預け金	前中間連結会計期間	4,437,107	△1,259,053	3,178,053	16,827	△4,684	12,142	0.76
	当中間連結会計期間	5,429,892	△1,371,651	4,058,240	14,255	△2,257	11,997	0.58
資金調達勘定	前中間連結会計期間	136,701,792	△4,713,449	131,988,342	343,821	△54,968	288,852	0.43
	当中間連結会計期間	137,460,129	△4,451,561	133,008,568	245,287	△51,595	193,691	0.29
うち預金	前中間連結会計期間	106,826,816	△660,169	106,166,646	141,146	△2,641	138,505	0.26
	当中間連結会計期間	108,162,464	△665,545	107,496,919	91,484	△1,198	90,285	0.16
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	7,600,121	△618,694	6,981,426	22,681	△1,471	21,209	0.60
	当中間連結会計期間	9,725,983	△627,950	9,098,033	21,316	△523	20,792	0.45
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,809,139	△114,536	1,694,602	3,220	△414	2,806	0.33
	当中間連結会計期間	1,588,617	△145,292	1,443,325	2,433	△343	2,090	0.28
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	6,195,162	—	6,195,162	9,300	—	9,300	0.29
	当中間連結会計期間	5,018,016	—	5,018,016	6,100	—	6,100	0.24
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	1,503,513	—	1,503,513	1,272	—	1,272	0.16
	当中間連結会計期間	771,286	—	771,286	807	—	807	0.20
うちコマース ・ペーパー	前中間連結会計期間	102,943	—	102,943	438	—	438	0.85
	当中間連結会計期間	151,813	—	151,813	316	—	316	0.41
うち借入金	前中間連結会計期間	6,699,815	△3,273,505	3,426,309	72,254	△49,161	23,092	1.34
	当中間連結会計期間	5,941,451	△2,961,253	2,980,197	58,982	△42,605	16,377	1.09

(注) 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(3) 国内・海外別役務取引の状況

国内及び海外の役務取引等収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の役務取引は、役務取引等収益が2,870億円で前年同期比145億円減収、役務取引等費用が695億円で前年同期比0億円減少した結果、役務取引等収支では前年同期比145億円減少して2,174億円となりました。海外の役務取引は、役務取引等収益が758億円で前年同期比87億円減収、役務取引等費用が51億円で前年同期比5億円増加した結果、役務取引等収支では前年同期比92億円減少して706億円となりました。

この結果、役務取引等収支合計では、前年同期比221億円減少して2,476億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	301,608	84,528	△56,577	329,559
	当中間連結会計期間	287,014	75,825	△51,665	311,174
うち為替業務	前中間連結会計期間	78,708	5,533	△269	83,972
	当中間連結会計期間	77,089	5,596	△163	82,521
うちその他 商業銀行業務	前中間連結会計期間	105,252	70,757	△2,018	173,992
	当中間連結会計期間	98,469	61,985	△1,395	159,059
うち保証業務	前中間連結会計期間	41,588	5,271	△11,723	35,135
	当中間連結会計期間	35,744	5,149	△8,583	32,310
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	20,970	461	△19	21,412
	当中間連結会計期間	23,128	859	△19	23,968
役務取引等費用	前中間連結会計期間	69,606	4,671	△14,501	59,777
	当中間連結会計期間	69,577	5,183	△11,259	63,501
うち為替業務	前中間連結会計期間	16,703	156	△55	16,805
	当中間連結会計期間	15,889	192	△26	16,055

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「その他商業銀行業務」には、預金・貸出業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務、信託関連業務等を含んでおります。

3 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(4) 国内・海外別特定取引の状況

① 特定取引収益・費用の内訳

国内及び海外の特定取引収支の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間の国内の特定取引収益は690億円で前年同期比69億円減収した結果、特定取引収支では前年同期比69億円減少して690億円となりました。海外の特定取引収益は74億円で前年同期比64億円減収、特定取引費用は1億円で前年同期比11億円減少した結果、特定取引収支では前年同期比52億円減少して73億円となりました。

この結果、特定取引収支合計では前年同期比36億円減少して764億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	76,001	13,880	△9,843	80,039
	当中間連結会計期間	69,037	7,479	△91	76,425
うち商品有価証券収益	前中間連結会計期間	11,411	1,288	—	12,700
	当中間連結会計期間	7,499	1,129	—	8,629
うち特定取引有価証券収益	前中間連結会計期間	681	△674	△7	—
	当中間連結会計期間	1,801	376	△123	2,055
うち特定金融派生商品収益	前中間連結会計期間	57,506	13,265	△9,835	60,936
	当中間連結会計期間	57,090	5,973	33	63,097
うちその他の特定取引収益	前中間連結会計期間	6,401	0	—	6,402
	当中間連結会計期間	2,645	—	△1	2,644
特定取引費用	前中間連結会計期間	—	1,313	△1,306	7
	当中間連結会計期間	—	124	△124	—
うち商品有価証券費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うち特定取引有価証券費用	前中間連結会計期間	—	15	△7	7
	当中間連結会計期間	—	123	△123	—
うち特定金融派生商品費用	前中間連結会計期間	—	1,298	△1,298	—
	当中間連結会計期間	—	—	—	—
うちその他の特定取引費用	前中間連結会計期間	—	—	—	—
	当中間連結会計期間	—	1	△1	—

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

② 特定取引資産・負債の内訳(末残)

国内及び海外の特定取引の状況は次のとおりであります。

当中間連結会計期間末の国内の特定取引資産は前年同期比1兆6,663億円減少して6兆8,636億円、特定取引負債は前年同期比4,827億円増加して5兆548億円となりました。海外の特定取引資産は前年同期比2,116億円増加して1兆566億円、特定取引負債は前年同期比1,715億円増加して9,168億円となりました。

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	8,529,981	844,990	△24,594	9,350,376
	当中間連結会計期間	6,863,661	1,056,616	△19,380	7,900,897
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	104,841	14,156	—	118,998
	当中間連結会計期間	27,228	23,357	—	50,586
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	610	—	—	610
	当中間連結会計期間	17	—	—	17
うち特定取引 有価証券	前中間連結会計期間	—	7,855	—	7,855
	当中間連結会計期間	—	18,007	—	18,007
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	233	60	—	293
	当中間連結会計期間	619	13	—	633
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	4,668,452	818,324	△14,595	5,472,181
	当中間連結会計期間	5,166,814	1,010,972	△16,380	6,161,406
うちその他の 特定取引資産	前中間連結会計期間	3,755,843	4,592	△9,998	3,750,436
	当中間連結会計期間	1,668,981	4,264	△2,999	1,670,246
特定取引負債	前中間連結会計期間	4,572,136	745,347	△19,425	5,298,057
	当中間連結会計期間	5,054,880	916,855	△20,980	5,950,755
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	—	4,320	—	4,320
	当中間連結会計期間	—	5,166	—	5,166
うち商品有価証券 派生商品	前中間連結会計期間	145	—	—	145
	当中間連結会計期間	686	—	—	686
うち特定取引 売付債券	前中間連結会計期間	—	7,565	—	7,565
	当中間連結会計期間	—	22,504	—	22,504
うち特定取引 有価証券派生商品	前中間連結会計期間	87	141	—	228
	当中間連結会計期間	156	5	—	162
うち特定金融 派生商品	前中間連結会計期間	4,571,902	704,588	△19,425	5,257,065
	当中間連結会計期間	5,054,037	889,145	△20,980	5,922,202
うちその他の 特定取引負債	前中間連結会計期間	—	28,730	—	28,730
	当中間連結会計期間	—	34	—	34

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

(5) 国内・海外別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	92,812,992	17,076,881	△618,688	109,271,184
	当中間連結会計期間	94,901,241	16,114,790	△674,151	110,341,880
うち流動性預金	前中間連結会計期間	55,396,724	7,443,034	△165,596	62,674,162
	当中間連結会計期間	59,738,597	7,188,197	△131,555	66,795,239
うち定期性預金	前中間連結会計期間	32,157,400	9,487,703	△428,465	41,216,638
	当中間連結会計期間	30,462,570	8,786,065	△512,548	38,736,088
うちその他	前中間連結会計期間	5,258,867	146,142	△24,626	5,380,384
	当中間連結会計期間	4,700,073	140,526	△30,046	4,810,552
譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,091,609	4,063,241	△620,050	7,534,801
	当中間連結会計期間	4,222,780	5,149,559	△631,000	8,741,340
総合計	前中間連結会計期間	96,904,601	21,140,122	△1,238,738	116,805,985
	当中間連結会計期間	99,124,022	21,264,349	△1,305,151	119,083,220

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

4 定期性預金＝定期預金＋定期積金

(6) 国内・海外別貸出金残高の状況

① 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年9月30日		平成22年9月30日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内(除く特別国際金融取引勘定分)	59,352,535	100.00	53,362,482	100.00
製造業	8,273,948	13.94	7,235,235	13.56
建設業	1,166,573	1.97	982,008	1.84
卸売業、小売業	6,171,961	10.40	5,701,450	10.68
金融業、保険業	6,234,442	10.50	5,599,247	10.49
不動産業、物品賃貸業	9,359,246	15.77	8,684,742	16.28
各種サービス業	3,111,869	5.24	2,697,737	5.06
その他	25,034,493	42.18	22,462,059	42.09
海外及び特別国際金融取引勘定分	18,229,315	100.00	15,931,915	100.00
政府等	302,970	1.66	319,285	2.01
金融機関	2,516,148	13.80	2,352,035	14.76
その他	15,410,196	84.54	13,260,594	83.23
合計	77,581,851	—	69,294,398	—

(注) 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

② 特定海外債権等残高

期別	国別	特定海外債権等残高(百万円)
平成21年9月30日	パキスタン	4,545
	ウクライナ	4,336
	アルゼンチン	31
	合計	8,913
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)
平成22年9月30日	パキスタン	4,487
	ウクライナ	1,137
	アルゼンチン	9
	合計	5,634
	(資産の総額に対する割合)	(0.00%)

(注) 特定海外債権等は、当行の特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権、並びに当該引当勘定の引当対象国に対する海外子会社の債権のうち、当該引当勘定の引当対象に準ずる債権であります。

(7) 国内・海外別有価証券の状況

○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	相殺消去額	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	27,993,665	—	—	27,993,665
	当中間連結会計期間	38,821,268	—	—	38,821,268
地方債	前中間連結会計期間	288,782	—	—	288,782
	当中間連結会計期間	205,569	—	—	205,569
社債	前中間連結会計期間	4,242,091	—	—	4,242,091
	当中間連結会計期間	3,757,055	—	—	3,757,055
株式	前中間連結会計期間	4,383,626	—	△579,628	3,803,998
	当中間連結会計期間	3,654,233	—	△479,503	3,174,729
その他の証券	前中間連結会計期間	8,312,697	2,247,191	△1,272,442	9,287,446
	当中間連結会計期間	9,454,352	3,550,049	△1,260,315	11,744,085
合計	前中間連結会計期間	45,220,863	2,247,191	△1,852,070	45,615,983
	当中間連結会計期間	55,892,478	3,550,049	△1,739,819	57,702,707

(注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び国内連結子会社であります。「海外」とは、当行の海外店及び海外連結子会社であります。

2 「相殺消去額」とは、連結会社間の内部取引等に係る消去額合計であります。

3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(参考)

当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益状況(単体)

(1) 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)-(A)
業務粗利益	917,994	1,045,470	127,475
経費(除く臨時処理分)	509,915	500,949	△8,966
人件費	188,844	188,464	△379
物件費	294,832	286,068	△8,764
税金	26,238	26,416	178
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	408,078	544,520	136,441
一般貸倒引当金繰入額	24,929	33,330	8,401
業務純益	433,008	577,851	144,842
うち債券関係損益	33,084	153,575	120,490
臨時損益	△307,975	△183,449	124,525
株式関係損益	△16,480	△72,222	△55,742
与信関係費用	238,607	97,331	△141,275
貸出金償却	133,292	55,553	△77,739
個別貸倒引当金繰入額	99,950	42,897	△57,052
その他の与信関係費用	5,363	△1,119	△6,483
その他臨時損益	△52,887	△13,895	38,992
経常利益	125,032	394,401	269,368
特別損益	12,291	569	△11,722
うち償却債権取立益	17,731	19,031	1,300
うち減損損失	△3,586	△2,936	649
税引前中間純利益	137,324	394,971	257,646
法人税、住民税及び事業税	20,252	16,031	△4,220
法人税等還付税額	△6,328	-	6,328
法人税等調整額	△7,364	96,619	103,983
法人税等合計	6,559	112,650	106,091
中間純利益	130,765	282,320	151,555

(注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+特定取引収支+その他業務収支

2 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。

3 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額

4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。

5 債券関係損益=国債等債券売却益-国債等債券売却損-国債等債券償却

6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.18	1.02	△0.16
(イ) 貸出金利回	1.59	1.48	△0.11
(ロ) 有価証券利回	0.67	0.55	△0.11
(2) 資金調達原価 ②	0.99	0.88	△0.11
(イ) 預金等利回	0.16	0.10	△0.06
(ロ) 外部負債利回	0.62	0.50	△0.12
(3) 総資金利鞘 ①-②	0.19	0.14	△0.05

(注) 1 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE(単体)

	前中間会計期間(%) (A)	当中間会計期間(%) (B)	増減(%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)	15.29	15.43	0.14
業務純益ベース	16.25	16.40	0.14
中間純利益ベース	4.58	7.87	3.29

(注)

(利益-優先株式配当金総額) × 2

$$ROE = \frac{(利益 - 優先株式配当金総額) \times 2}{\{(期首純資産 - 期首発行済優先株式数 \times 発行価額) + (期末純資産 - 期末発行済優先株式数 \times 発行価額)\} \div 2} \times 100$$

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	100,488,998	103,260,413	2,771,415
預金(平残)	99,545,423	101,719,020	2,173,597
貸出金(末残)	69,443,777	63,649,511	△5,794,266
貸出金(平残)	71,822,951	66,090,585	△5,732,365

(2) 個人・法人別預金残高(国内)(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	53,867,199	54,632,895	765,696
法人その他	36,692,444	39,878,506	3,186,062
合計	90,559,643	94,511,401	3,951,758

(注) 譲渡性預金、海外店及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高(単体)

	前中間会計期間(百万円) (A)	当中間会計期間(百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	17,018,198	17,073,139	54,941
うち住宅ローン残高	16,207,432	16,320,268	112,836
うちその他ローン残高	810,766	752,870	△57,895

(4) 中小企業等貸出金(単体)

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	36,805,079	35,627,931	△1,177,148
総貸出金残高	② 百万円	57,659,734	53,465,529	△4,194,204
中小企業等貸出金比率	①/② %	63.83	66.63	2.80
中小企業等貸出先件数	③ 件	2,230,164	2,205,707	△24,457
総貸出先件数	④ 件	2,235,486	2,210,675	△24,811
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	99.76	99.77	0.01

(注) 1 貸出金残高には、海外店分及び特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、飲食業、物品賃貸業等は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業、物品賃貸業等は100人、小売業、飲食業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳(単体)

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(口)	金額(百万円)	口数(口)	金額(百万円)
手形引受	1,046	31,646	1,039	36,221
信用状	27,668	1,436,382	27,795	1,371,041
保証	37,073	4,653,671	35,393	4,021,274
合計	65,787	6,121,701	64,227	5,428,538

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用するとともに、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,196,295	1,711,958
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	3,362,612	3,878,275
	利益剰余金	1,692,777	2,034,336
	自己株式(△)	—	250,000
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	83,250	132,328
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△150,853	△240,559
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,615,908	1,548,990
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,501,257	1,438,513
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	295,272	270,981
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	28,274	14,809
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	22,371	17,739
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	—	3,583
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	7,287,570	8,243,558
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	7,287,570	8,243,558	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	988,857	931,113	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から 帳簿価額の合計額を控除した額の45%	107,215	205,947
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	183,257	179,918
	一般貸倒引当金	138,510	127,109
	適格引当金が期待損失額を上回る額	17,851	—
	負債性資本調達手段等	3,340,507	2,933,349
	うち永久劣後債務(注3)	318,923	289,529
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	3,021,583	2,643,820
	計	3,787,342	3,446,325
うち自己資本への算入額 (B)	3,787,342	3,446,325	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	212,806	271,983
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	10,862,106	11,417,900

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	61,974,958	55,770,021
	オフ・バランス取引等項目	12,633,379	11,484,991
	信用リスク・アセットの額 (F)	74,608,338	67,255,012
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	345,604	526,374
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	27,648	42,109
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J)/8%) (I)	4,183,439	4,612,132
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	334,675	368,970
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が 新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	—	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	79,137,383	72,393,520	
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		13.72	15.77
(参考)Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)		9.20	11.38

(注) 1 平成21年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は741,148百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,457,514百万円であります。

また、平成22年9月30日の繰延税金資産の純額に相当する額は406,603百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,648,711百万円であります。

- 2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率（国際統一基準）

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	1,196,295	1,711,958
	うち非累積的永久優先株	125,000	125,000
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	1,196,295	1,711,958
	その他資本剰余金	2,166,317	2,166,317
	利益準備金	190,044	190,044
	その他利益剰余金	1,055,908	1,327,872
	その他	1,506,580	1,443,884
	自己株式(△)	—	250,000
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	83,250	132,328
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	22,371	17,739
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	21,354	43,419
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	7,184,465	8,108,546
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	7,184,465	8,108,546	
うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注2)	988,857	931,113	
うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	1,501,257	1,438,513	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額の45%	116,720	203,943
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額	183,257	179,918
	一般貸倒引当金	—	—
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	3,200,037	2,840,332
	うち永久劣後債務(注3)	318,923	289,529
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	2,881,113	2,550,803
	計	3,500,014	3,224,193
うち自己資本への算入額 (B)	3,500,014	3,224,193	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	252,104	217,465
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	10,432,375	11,115,275
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	57,517,105	53,215,501
	オフ・バランス取引等項目	10,321,703	9,291,902
	信用リスク・アセットの額 (F)	67,838,809	62,507,403
	マーケット・リスク相当額に係る額((H) / 8%) (G)	343,343	520,308
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	27,467	41,624
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((J) / 8%) (I)	3,897,095	3,787,007
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	311,767	302,960
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額 が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た 額 (K)	—	—
計((F) + (G) + (I) + (K)) (L)	72,079,248	66,814,719	
単体自己資本比率(国際統一基準) = (E) / (L) × 100 (%)		14.47	16.63
(参考)Tier 1比率 = (A) / (L) × 100 (%)		9.96	12.13

- (注) 1 平成21年9月30日の繰延税金資産に相当する額は681,237百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,436,893百万円であります。
- また、平成22年9月30日の繰延税金資産に相当する額は385,932百万円であり、繰延税金資産の算入上限額は1,621,709百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(※) 連結自己資本比率（国際統一基準）および単体自己資本比率（国際統一基準）における自己資本の基本的項目に算入しております海外特別目的会社10社の発行する優先出資証券の主要な性質は次のとおりであります。

[1]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital Limited
② 発行証券の種類	シリーズ1（注） 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 （以下、「本優先出資証券」という） 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する（配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載）。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる（一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる）。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認（その時点で必要であれば）を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当（ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。）
⑤ 発行総額	1,650億円（1口当たり発行価額10,000,000円）
⑥ 払込日	平成17年8月24日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日（初回の配当支払日は平成18年7月25日） 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 (1) 一定の場合を除き、当行がある事業年度について普通株式に対する配当を行った場合、発行体は、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日（以下、「強制配当支払日」という）に本優先出資証券に対する配当を行う。 (2) また、配当支払日が強制配当支払日に該当しない場合は、当行はその裁量で発行体に対してその配当金額を減額させる、又は配当を停止させることができる。ただし、配当支払日の直前に終了した事業年度において、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその後の1月の配当支払日における本優先出資証券の配当も、全額又は一部（当行の優先株式の減配割合と同じ割合）支払われない。 配当可能金額の制限 (1) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)から(c)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）。 (b) 当行の子会社が発行した証券で当行の優先出資証券と比較して配当の順位が同等であるものの所有者に対する配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (c) 配当支払および残余財産分配の順位が本優先出資証券と同順位の発行体の株式の配当で、当行の当該事業年度末以降に、支払の宣言がされたもの。 (2) 上記「配当支払方針」に関わらず、発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の配当制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)および(c)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。

⑧ 配当停止条件	<p>上記「⑦ 配当支払の内容」に関わらず、下記のいずれかの場合、本優先出資証券に対する配当は支払されない。</p> <p>(1) 当行が「支払不能状態」にある旨の証明書を発行体に送付した場合 「支払不能状態」とは、(i)破産法における支払不能、(ii)当行の負債（基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く）が資産を超える状態、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行ったことをいう。</p> <p>(2) 「監督事由」が発生し、かつ、継続している場合 「監督事由」とは、決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率（国際統一基準）又は自己資本の内基本的項目の比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合をいう。</p> <p>(3) 「清算事由」が発生し、かつ、継続している場合 「清算事由」とは、日本法に基づく清算手続が開始された場合、日本の管轄裁判所が、破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、又は、会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合をいう。</p>
⑨ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) BTMU Preferred Capital Limited の発行する優先出資証券のうちシリーズ1につきましては、平成23年1月25日付で全額償還する予定となっております。

[2]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 1 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	2,300百万米ドル(1口当たり発行価額1,000米ドル)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000米ドル

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b) 会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[3]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 2 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成28年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	750百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[4]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 3 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成23年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,200億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成18年3月17日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度において、普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度について、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度に関して当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[5]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 4 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	500百万ユーロ(1口当たり発行価額1,000ユーロ)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度の末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000ユーロ

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[6]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 5 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成29年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成29年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	550百万英ポンド(1口当たり発行価額1,000英ポンド)
⑥ 払込日	平成19年1月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成29年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり1,000英ポンド

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[7]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 6 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成30年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成30年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,500億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成19年12月13日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成30年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[8]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 7 Limited
② 発行証券の種類	非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,220億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成20年9月2日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成31年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直前に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y) (当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成31年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成31年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	900億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[9]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 8 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成26年7月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成26年7月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	74億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年3月19日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年1月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズA 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由:

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由:

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由:

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズB 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成32年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成32年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される。)
⑤ 発行総額	1,100億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成32年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

[10]	
① 発行体	BTMU Preferred Capital 9 Limited
② 発行証券の種類	シリーズC 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 (以下、「本優先出資証券」という) 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する(配当優先権の詳細については後述の「⑦配当支払の内容」に記載)。
③ 償還期限	永久 ただし、平成27年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部又は一部を償還することができる(一定の場合には、当該配当支払日前においても、発行体の裁量で、本優先出資証券の全部を償還することができる)。本優先出資証券の償還は、監督当局の事前承認(その時点で必要であれば)を含め法的な必要条件に則して行われる。
④ 配当	非累積型・固定/変動配当 当初5年間は固定配当(ただし、平成27年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用される。なお、ステップアップ配当等の特約は付与されていない。)
⑤ 発行総額	1,300億円(1口当たり発行価額10,000,000円)
⑥ 払込日	平成21年7月29日
⑦ 配当支払の内容	配当支払日 毎年1月25日と7月25日 当該日が営業日でない場合は、直後の営業日とする。ただし、平成27年7月以降の配当支払日については、直後の営業日が翌月になる場合は、直前の営業日とする。 配当支払方針 以下の強制停止事由又は任意停止事由が発生しない限り、配当は各配当支払日に支払われる。 強制停止事由 清算事由、支払不能事由又は規制事由(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない。配当は、下記の配当制限又は分配制限が適用される場合、減額又は停止される。 任意停止事由 当行に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当行の選択により減額又は停止される。ただし、当該減額又は支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする。 配当制限 当行がある事業年度中の株主名簿に記載された株主に対して、配当支払の順位が最優先の当行の優先株式に対する配当を全額又は一部支払わない場合には、当該事業年度終了直後の7月およびその直後の1月の配当支払日における本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される。 分配制限 (1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直近に終了した当行の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)および(b)を控除した金額を限度とする。 (a) 直近に終了した当行の事業年度末日の株主名簿に記載された当行の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当(ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く)。 (b) 同順位証券の配当およびその他の分配金で、その支払の宣言が当行の当該事業年度末以降にされたもの。 (2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、(x)当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と(y)(当該1月の配当支払日の前日の時点において)当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする。
⑧ 残余財産分配請求優先額	1口当たり10,000,000円

(注) 清算事由、支払不能事由又は規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当行の清算手続が開始された場合、又は(ii)日本の管轄裁判所が、(a)破産法に基づき当行の破産手続開始の決定を行った場合、もしくは(b)会社更生法に基づき当行の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当行について、(i)破産法における支払不能が発生した場合、(ii)当行の負債(基本的項目にかかる借入もしくは同様の債務を除く)が資産を超える状態が発生した場合、(iii)日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末又は半期末において関係法令に基づき計算される当行の自己資本比率(国際統一基準)又は自己資本の内基本的項目の比率(国際統一基準)が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

なお、区分対象となる社債のうち、「その他有価証券」目的で保有しているものは、時価(中間貸借対照表計上額)で区分されております。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成21年9月30日	平成22年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,081	1,378
危険債権	6,723	8,021
要管理債権	2,756	4,004
正常債権	782,369	714,101

(注) 分離子会社であるエム・ユー・ストラテジックパートナー株式会社の計数を含んでおりません。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業の性格上、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

平成22年度は、平成21年度にスタートさせた中期経営計画の折り返しに当たり、危機対応として経営基盤を再構築するフェーズから、持続的成長を実現するフェーズへの橋渡しとなるべき重要な年でありま
す。「品格のある強い銀行」、「グローバルベースでも名誉ある地位を占める銀行」の実現に向けて、以
下を重点課題として取り組んでまいります。

（成長戦略）

当行は、MUF Gグループの中核をなす銀行として、多様化・高度化するお客さまのニーズに対し、邦
銀随一の国内・海外拠点ネットワークを活かし、質の高い商品・サービスやアドバイスをグローバルにご
提供してまいります。具体的には、個人のお客さまには、信託や証券などMUF Gグループ各社の機能も
活用しつつ、ライフステージに合わせて資産運用、借入れなどの様々なニーズにお応えする商品を提供し
てまいります。また、法人のお客さまには、問題解決に向けたコンサルティング&バンキングや、モルガ
ン・スタンレーとの協働によるCIB（Corporate & Investment Banking）戦略、さらにはアジアビジネ
スや非日系取引等の海外業務を、強力に進めてまいります。

（経営基盤の強化）

経営基盤の強化についても、引き続きしっかりと進めてまいります。
本部組織の簡素化・業務の効率化を図ったうえで本部人員を削減し、営業現場や戦略分野に投入するな
ど、経費構造の一層の効率化に取り組んでまいります。また、競争力の源泉である人材について、専門
性・スキルと人間力を兼ね備えた真のプロ育成に一段と力を入れてまいります。一方、コンプライアンス
面を含めた内部管理態勢についても、継続的なレベルアップに努めてまいります。

（CSR経営の推進）

当行はMUF Gグループの一員として、MUF Gならではのサービスの提供によりお客さま満足度の向
上を図るとともに、CSR（企業の社会的責任）を重視した経営を実践してまいります。このため、従業
員一人ひとりが、「お客さま起点」「現場起点」で主体的に考え行動してまいります。

「地球環境問題への対応」、「次世代社会の担い手育成」の2つをCSR活動の重点領域と定めていま
す。特に環境問題については、「MUF G環境に関する行動方針」を制定し、具体的な取組みを進めてい
ます。社会・環境面への取組みに熱心な企業・個人に必要な資金が供給されるようサポートしていくと
ともに、お客さまの社会貢献・環境対策に直接結びつく商品・サービスの提供に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある新たな事項または重要な変更として当行が認識しているものは以下の通りです。本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載のない限り、半期報告書提出日現在において判断したものです。

なお、以下の見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目番号に対応するものです。

16. テロ支援国家との取引に係るリスク

さらに、最近、米国において、イランとの経済・金融取引等を制限する新しい法律が制定されました。当該法律や追加の法令に係る動向により、当行の事業が制約を受ける可能性があります。また、本邦においても、平成22年9月より、外国為替及び外国貿易法に基づき、イランの核活動等に寄与し得る銀行等に対する資産凍結等の措置がとられています。これを受けて、当行では、かかる規制に則った措置を講じております。しかし、かかる措置が米国における規制に十分対応できていないと米国政府に判断された場合には、米国政府による何らかの規制上の措置の対象となる可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

6 【研究開発活動】

該当ありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当中間連結会計期間の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、以下のとおりであります。

当中間連結会計期間の連結業務粗利益は、資金運用収支が悪化する一方、その他業務収支の改善等により、前中間連結会計期間比933億円増加して1兆2,926億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前)は、営業経費が前中間連結会計期間比181億円減少したことにより、前中間連結会計期間比1,115億円増加して6,444億円となりました。

また、連結中間純利益は、与信関係費用の減少等もあり、前中間連結会計期間比2,009億円増加して3,236億円となりました。

当中間連結会計期間における主な項目は、以下のとおりであります。

		前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収益	①	11,365	9,607	△1,758
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用控除後)	②	2,888	1,936	△951
信託報酬	③	65	58	△7
うち信託勘定償却	④	—	—	—
役務取引等収益	⑤	3,295	3,111	△183
役務取引等費用	⑥	597	635	37
特定取引収益	⑦	800	764	△36
特定取引費用	⑧	0	—	△0
その他業務収益	⑨	1,854	2,254	399
その他業務費用	⑩	1,902	297	△1,605
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩)	⑪	11,992	12,926	933
営業経費(臨時費用控除後)	⑫	6,663	6,481	△181
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前=⑪+④-⑫)		5,329	6,444	1,115
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額)	⑬	411	△60	△472
連結業務純益(=⑪-⑫-⑬)		4,918	6,505	1,587
その他経常収益	⑭	729	759	29
うち株式等売却益		386	322	△63
資金調達費用(金銭の信託運用見合費用)	⑮	0	0	△0
営業経費(臨時費用)	⑯	353	222	△130
その他経常費用(一般貸倒引当金繰入額控除後)	⑰	3,871	2,226	△1,645
うち与信関係費用		2,752	1,174	△1,578
うち株式等売却損		337	218	△118
うち株式等償却		262	454	192
臨時損益(=⑭-⑮-⑯-⑰)		△3,496	△1,690	1,806
経常利益		1,421	4,815	3,393
特別損益		240	76	△163
うち貸倒引当金戻入益		—	—	—
うち償却債権取立益		185	263	77
うち減損損失		△36	△29	6
税金等調整前中間純利益		1,661	4,891	3,229
法人税等合計		128	1,319	1,191
少数株主損益調整前中間純利益		1,533	3,572	2,038
少数株主利益		306	335	29
中間純利益		1,227	3,236	2,009

1. 経営成績の分析

(1) 主な収支

連結業務粗利益は、前中間連結会計期間比933億円増加して1兆2,926億円となりました。

資金運用収支は貸出金の減少や国内外の金利低下を受けて資金運用収益の減少が資金調達費用の減少を上回り、前中間連結会計期間比806億円減少して7,670億円となりました。

役員取引等収支は、融資関係手数料収益の減少を主因に、前中間連結会計期間比221億円減少して2,476億円となりました。

特定取引収支・その他業務収支は、特定取引収支が前中間連結会計期間比36億円減少して764億円となる一方、その他業務収支は国債等債券関係損益や金融派生商品損益の増加により2,004億円改善して1,957億円となりました。

営業経費(臨時費用控除後)は、コストコントロールの継続による物件費等の減少により181億円減少して6,481億円となりました。

連結業務純益(一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)は、前中間連結会計期間比1,115億円増加して6,444億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
資金運用収支	8,477	7,670	△806
資金運用収益 ①	11,365	9,607	△1,758
資金調達費用 (金銭の信託運用見合費用控除後) ②	2,888	1,936	△951
信託報酬 ③	65	58	△7
うち信託勘定償却 ④	—	—	—
役員取引等収支	2,697	2,476	△221
役員取引等収益 ⑤	3,295	3,111	△183
役員取引等費用 ⑥	597	635	37
特定取引収支	800	764	△36
特定取引収益 ⑦	800	764	△36
特定取引費用 ⑧	0	—	△0
その他業務収支	△47	1,957	2,004
その他業務収益 ⑨	1,854	2,254	399
その他業務費用 ⑩	1,902	297	△1,605
連結業務粗利益 (=①-②+③+⑤-⑥+⑦-⑧+⑨-⑩) ⑪	11,992	12,926	933
営業経費(臨時費用控除後) ⑫	6,663	6,481	△181
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前) (=⑪+④-⑫)	5,329	6,444	1,115

(2) 与信関係費用

与信関係費用総額は、前中間連結会計期間比2,068億円減少して1,095億円となりました。

貸出金償却は前中間連結会計期間比634億円、個別貸倒引当金繰入額は前中間連結会計期間比796億円、その他の与信関係費用は前中間連結会計期間比146億円、それぞれ減少しました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
信託報酬のうち信託勘定償却 ①	—	—	—
その他経常費用のうち一般貸倒引当金繰入 ②	411	△60	△472
その他経常費用のうち与信関係費用 ③	2,752	1,174	△1,578
貸出金償却	1,387	752	△634
個別貸倒引当金繰入額	1,229	433	△796
その他の与信関係費用	135	△11	△146
特別利益のうち貸倒引当金戻入益 ④	—	—	—
特別利益のうち偶発損失引当金戻入益 ⑤	—	18	18
与信関係費用総額(=①+②+③-④-⑤)	3,163	1,095	△2,068
連結業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・信託勘定償却前)	5,329	6,444	1,115
連結業務純益(与信関係費用総額控除後)	2,165	5,349	3,183

(3) 株式等関係損益

株式等関係損益は、前中間連結会計期間比138億円減少して350億円の損失となりました。

株式等売却益は前中間連結会計期間比63億円減少して322億円、株式等売却損は前中間連結会計期間比118億円減少して218億円、株式等償却は前中間連結会計期間比192億円増加して454億円となりました。

	前中間連結 会計期間 (億円) (A)	当中間連結 会計期間 (億円) (B)	前中間連結 会計期間比 (億円) (B-A)
株式等関係損益	△212	△350	△138
その他経常収益のうち株式等売却益	386	322	△63
その他経常費用のうち株式等売却損	337	218	△118
その他経常費用のうち株式等償却	262	454	192

2. 財政状態の分析

(1) 貸出金

貸出金は、企業の資金需要減退や円高に伴う海外貸出金の円換算額減少により、前連結会計年度末比5兆5,981億円減少して69兆2,943億円となりました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
貸出金残高(末残)	748,925	692,943	△55,981
うち住宅ローン[単体]	163,770	163,202	△568
うち海外支店[単体]	112,889	101,839	△11,049
うち海外子会社 (UnionBanCal Corporation)	43,118	42,413	△704

○リスク管理債権の状況

当行グループのリスク管理債権(除く信託勘定)は、前連結会計年度末比749億円増加して1兆4,414億円となりました。

貸出金残高に対するリスク管理債権(除く信託勘定)の比率は、前連結会計年度末比0.25ポイント増加して2.08%となりました。

債権区分別では、破綻先債権額が432億円減少する一方、延滞債権額が63億円、3ヵ月以上延滞債権額が186億円、貸出条件緩和債権額が932億円、それぞれ増加しております。

部分直接償却後 未収利息不計上基準(資産の自己査定基準)

[連結]

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)	
リスク管理債権	破綻先債権額	994	561	△432
	延滞債権額	9,760	9,824	63
	3ヵ月以上延滞債権額	252	439	186
	貸出条件緩和債権額	2,657	3,589	932
	合計	13,665	14,414	749

貸出金残高(末残)	748,925	692,943	△55,981
-----------	---------	---------	---------

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)	
貸出金残高比率	破綻先債権額	0.13%	0.08%	△0.05%
	延滞債権額	1.30%	1.41%	0.11%
	3ヵ月以上延滞債権額	0.03%	0.06%	0.02%
	貸出条件緩和債権額	0.35%	0.51%	0.16%
	合計	1.82%	2.08%	0.25%

○リスク管理債権のセグメント情報

地域別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	10,735	11,693	957
海外	2,929	2,720	△208
アジア	93	64	△29
インドネシア	30	18	△11
タイ	11	11	△0
香港	6	6	0
その他	45	27	△18
アメリカ	1,472	1,364	△108
海外その他	1,363	1,292	△70
合計	13,665	14,414	749

業種別セグメント情報

[連結]

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
国内	10,735	11,693	957
製造業	1,675	1,887	211
建設業	463	526	63
卸売業、小売業	1,483	1,778	295
金融業、保険業	23	18	△5
不動産業、物品賃貸業	2,256	1,989	△267
各種サービス業	1,001	1,014	13
その他	1,606	1,252	△354
消費者	2,225	3,227	1,002
海外	2,929	2,720	△208
金融機関	219	300	80
商工業	1,714	1,532	△181
その他	995	888	△107
合計	13,665	14,414	749

[ご参考] 金融再生法開示債権の状況

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末比845億円増加して1兆3,404億円となりました。

開示債権比率は、前連結会計年度末比0.25ポイント増加して1.84%となりました。

債権区分別では、破産更生債権及びこれらに準ずる債権が451億円減少する一方、危険債権が193億円、要管理債権が1,102億円、それぞれ増加しております。

当中間連結会計期間末の開示債権の保全状況は、開示債権合計1兆3,404億円に対し、貸倒引当金による保全が3,546億円、担保・保証等による保全が6,827円で、開示債権全体の保全率は77.39%となっております。

不良債権処理に関しましては、従来より重要課題として取り組んでおり、今後とも償却・売却等による最終処理、または再建可能な先の正常化を図ることで、不良債権残高を削減したいと考えております。

金融再生法開示債権 [単体]

債権区分	開示残高 (A) (億円)	貸倒引当金 (B) (億円)	うち担保・ 保証等による 保全額(C) (億円)	非保全部分に 対する引当率 (B) /[A)-(C)]	保全率 [(B)+(C)] /(A)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	1,378 (1,830)	26 (25)	1,351 (1,804)	100.00% (100.00%)	100.00% (100.00%)
危険債権	8,021 (7,828)	2,694 (2,979)	3,299 (3,071)	57.04% (62.64%)	74.71% (77.29%)
要管理債権	4,004 (2,901)	825 (789)	2,176 (1,153)	45.18% (45.18%)	74.97% (66.98%)
小計	13,404 (12,559)	3,546 (3,794)	6,827 (6,030)	53.92% (58.11%)	77.39% (78.22%)
正常債権	714,101 (777,764)	—	—	—	—
合計	727,506 (790,324)	—	—	—	—
開示債権比率	1.84% (1.58%)	—	—	—	—

(注) 上段は当中間連結会計期間末の計数、下段(カッコ書き)は前連結会計年度末の計数を記載しております。

(2) 有価証券

有価証券は、前連結会計年度末比5兆1,369億円増加して57兆7,027億円となりました。社債が2,755億円、株式が6,271億円、それぞれ減少しましたが、国債が3兆5,072億円、その他の証券が2兆6,066億円、それぞれ増加しました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
有価証券	525,657	577,027	51,369
国債	353,139	388,212	35,072
地方債	2,798	2,055	△742
社債	40,325	37,570	△2,755
株式	38,019	31,747	△6,271
その他の証券	91,374	117,440	26,066

(注) 「その他の証券」は、外国債券および外国株式を含んでおります。

(3) 繰延税金資産

繰延税金資産の純額は、繰越欠損金に係る繰延税金資産の取崩しを主因に、前連結会計年度末比1,292億円減少して4,066億円となりました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産の純額	5,358	4,066	△1,292

(注) 連結財務諸表上の繰延税金資産から繰延税金負債を差し引いたものです。

発生原因別内訳(単体)

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
繰延税金資産	10,245	9,175	△1,070
繰越欠損金	2,672	1,240	△1,431
貸倒引当金	4,468	4,314	△153
有価証券有税償却	2,937	3,185	247
その他有価証券評価差額金	932	1,246	313
退職給付引当金	858	895	37
その他	4,588	4,580	△8
評価性引当額(△)	6,211	6,287	75
繰延税金負債	5,173	5,315	142
その他有価証券評価差額金	2,757	3,136	378
繰延ヘッジ損益	766	772	5
合併時有価証券時価引継	686	449	△236
退職給付信託設定益	659	659	△0
その他	302	297	△5
繰延税金資産の純額	5,072	3,859	△1,213

(4) 預金

預金は、前連結会計年度末比1兆2,636億円減少して1兆3,418億円となりました。

国内個人預金[単体]が2,754億円、海外支店[単体]が1,986億円、それぞれ増加する一方、国内法人預金その他[単体]が1兆4,410億円減少しました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
預金	1,116,055	1,103,418	△12,636
うち国内個人預金 [単体]	543,574	546,328	2,754
うち国内法人預金その他 [単体]	413,195	398,785	△14,410
うち海外支店 [単体]	81,605	83,591	1,986

(注) 「国内個人預金[単体]」および「国内法人預金その他[単体]」は、特別国際金融取引勘定分を除いております。

(5) 純資産の部

純資産の部合計は、自己株式取得を主因に前連結会計年度末比2,032億円減少して9兆973億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、株価の下落により、前連結会計年度末比794億円減少して1,475億円となりました。また少数株主持分は、前連結会計年度末比98億円減少して1兆5,340億円となりました。

	前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
純資産の部合計	93,005	90,973	△2,032
うち資本金	17,119	17,119	—
うち資本剰余金	38,782	38,782	—
うち利益剰余金	18,541	20,343	1,802
うち自己株式	—	△2,500	△2,500
うちその他有価証券評価差額金	2,269	1,475	△794
うち少数株主持分	15,439	15,340	△98

3. 連結自己資本比率(国際統一基準)

自己資本は、補完的項目の減少を主因に、前連結会計年度末比5,471億円減少して11兆4,179億円となりました。

リスク・アセットは、前連結会計年度末比4兆5,830億円減少して72兆3,935億円となりました。

以上より、連結自己資本比率(国際統一基準)は、前連結会計年度末比0.22ポイント増加して15.77%、Tier 1比率は、前連結会計年度末比0.54ポイント増加して11.38%となりました。

		前連結 会計年度末 (億円) (A)	当中間連結 会計期間末 (億円) (B)	前連結 会計年度末比 (億円) (B-A)
基本的項目 (Tier 1)	①	83,494	82,435	△1,059
補完的項目 (Tier 2)	②	39,013	34,463	△4,549
準補完的項目(Tier 3)	③	—	—	—
控除項目	④	2,857	2,719	△137
自己資本=①+②+③-④	⑤	119,650	114,179	△5,471
リスク・アセット	⑥	769,765	723,935	△45,830
連結自己資本比率=⑤÷⑥		15.54%	15.77%	0.22%
Tier 1比率=①÷⑥		10.84%	11.38%	0.54%

(注) 自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。

4. キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローにつきましては、営業活動においては、前中間連結会計期間比1,934億円収入が増加して7兆3,904億円の収入となる一方、投資活動においては、前中間連結会計期間比468億円支出が減少して6兆8,828億円の支出となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは前中間連結会計期間比9,451億円支出が増加して8,394億円の支出となりました。

現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前中間連結会計期間比6,310億円減少して3兆690億円となりました。

5. 事業部門別収益

当中間連結会計期間の内部管理上の区分けを基準とした事業部門別収益状況は、次のとおりです。

[各事業部門の主な担当業務]

リテール部門 : 国内の個人に対する金融サービスの提供
 法人部門 : 国内の企業に対する金融サービスの提供
 国際部門 : 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供
 うちUNBC : UnionBanCal Corporation(米国Union Bank, N.A. を子会社として保有する銀行持株会社)
 市場部門 : 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引および流動性管理・資金繰り管理
 その他部門 : 部門間調整や出資金収支、事務決済、カストディ業務など

(億円)	リテール部門	法人部門	国際部門		市場部門	その他部門	合計
				UNBC			
業務粗利益	3,356	3,488	2,868	1,412	3,321	△194	12,841
単体	2,834	3,354	1,152	-	3,305	△264	10,381
金利収支	2,389	1,921	612	-	1,246	△44	6,126
非金利収支	445	1,432	540	-	2,058	△220	4,255
子会社	522	134	1,715	1,412	16	70	2,459
経費	2,378	1,719	1,777	909	217	574	6,667
営業純益	978	1,769	1,090	502	3,104	△769	6,173

(注) 1 連結業務純益の内部取引消去等連結調整前の計数(子会社からの配当収入のみ消去)です。

社内管理のために算出した損益であり、財務会計上の損益とは一致しません。

2 その他部門の業務粗利益では、子会社からの配当収入、および株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ宛貸出収益を控除しております。

(1) リテール部門

市場金利低下の影響で円預金が不振だったものの、投資信託の販売や三菱UFJメリルリンチPB証券が堅調に推移したほか、引続き経費圧縮に努めました。

(2) 法人部門

市場金利低下や資金需要低迷により預金や貸出が不振だったものの、ストラクチャードファイナンス等を中心にソリューション業務が堅調に推移したほか、経費圧縮にも努めました。

(3) 国際部門

ユニオン・バンク等を中心に粗利益は堅調に推移する一方、経費も増加しました。アジアで貸出が増加したほか、貸出利鞘拡大も収益に貢献しました。

(4) 市場部門

円外金利が低位安定する中、積極的なポジション運営と機動的な操作で資金収益および売買益を積み上げました。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完了した新設、増改築等の計画は、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当行	—	荻窪支店	東京都 杉並区	営業店建替	962	3,702	平成22年5月
	—	—	—	外貨有価証券システム 再構築	—	—	平成22年6月

(注) 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

2 【設備の新設、除却等の計画】

前連結会計年度末に計画中であった重要な設備の新設、増改築等のうち、当中間連結会計期間中に重要な変更のあったものは、次のとおりであります。

	会社名	店舗名 その他	所在地	設備の内容	変更の内容
海外連結 子会社	UnionBanCal Corporation	子会社店舗	北米地区	店舗の防犯強化設備等設置	完了予定時期の変更 (変更前) 平成22年5月 (変更後) 平成22年10月

(注) 当行グループでは、資産をセグメントに配分していないため、セグメント情報に関連付けた記載を省略しております。

当中間連結会計期間中に、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	33,000,000,000
第二種優先株式	100,000,000
第四種優先株式	79,700,000
第六種優先株式	1,000,000
第七種優先株式	177,000,000
計	33,357,700,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月29日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	12,350,038,122	同左	—	(注)1、2、3
第一回第二種優先株式	100,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第四種優先株式	79,700,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第六種優先株式	1,000,000	同左	—	(注)1、2、4
第一回第七種優先株式	177,000,000	同左	—	(注)1、2、4
計	12,707,738,122	同左	—	—

(注) 1 普通株式、各優先株式いずれも、単元株式数は1,000株であり、定款において会社法第322条第2項に関する定めをしておりません。

2 普通株式と各優先株式では、財務政策上の柔軟性を確保するために議決権などの内容が異なっております。

3 株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。

4 各優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

①優先配当金

当行は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）又は優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。ただし、当該事業年度において下記④に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

第二種優先株式	1株につき年60円
第四種優先株式	1株につき年18円60銭
第六種優先株式	1株につき年210円90銭
第七種優先株式	1株につき年115円

②非累積条項

ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う金銭による剰余金の配当の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。ただし、当行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は当行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

④優先中間配当金

当行は、中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下かかる配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。

第二種優先株式	1株につき30円
第四種優先株式	1株につき9円30銭
第六種優先株式	1株につき105円45銭
第七種優先株式	1株につき57円50銭

(2) 残余財産の分配

当行は、残余財産を分配するときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。

第二種優先株式	1株につき2,500円
第四種優先株式	1株につき2,000円
第六種優先株式	1株につき5,700円
第七種優先株式	1株につき2,500円

優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、上記の外、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されないときはその総会より、その議案が定時株主総会において否決されたときはその総会の終結の時より優先配当金を受ける旨の決議がある時まで議決権を有する。

(4) 優先株式の併合又は分割、募集新株の割当てを受ける権利等

当行は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合又は分割は行わない。

当行は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

当行は、優先株主には株式無償割当て又は新株予約権の無償割当ては行わない。

(5) 取得条項

当行は、第六種優先株式発行後、平成24年11月13日以降は、当該優先株式1株につき5,700円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

当行は、第七種優先株式発行後、平成26年4月1日以降は、当該優先株式1株につき2,500円の金銭の交付と引換えに、当該優先株式の発行後に当行が別途取締役会の決議で定める一定の日に、当該優先株式の全部又は一部を取得することができる。

一部取得をするときは、按分比例の方法又は抽選により行う。

(6) 優先順位

各優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の支払順位は、同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年9月30日	—	12,707,738	—	1,711,958,103	—	1,711,958,103

(6) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12,506,038	98.41
(自己保有株式) 株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	200,700	1.57
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,000	0.00
計	—	12,707,738	100.00

所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	12,350,038	100.00
計	—	12,350,038	100.00

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回第二種優先株式 100,000,000	—	1 [株式等の状況]の(1)[株式の総数等]に記載しております。
	第一回第四種優先株式 79,700,000	—	
	第一回第六種優先株式 1,000,000	—	
	第一回第七種優先株式 177,000,000	—	
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 12,350,038,000	12,350,038	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 122	—	—
発行済株式総数	12,707,738,122	—	—
総株主の議決権	—	12,350,038	—

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

(注) 無議決権株式のうち、第一回第二種優先株式100,000,000株、第一回第四種優先株式79,700,000株及び第一回第七種優先株式21,000,000株は自己株式であります。

2 【株価の推移】

当行株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、半期報告書の提出日までの役員の変動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
専務取締役（代表取締役）	常務取締役（代表取締役）	根本 武彦	平成22年10月1日
コーポレートサービス長	コーポレートサービス長		

第5 【経理の状況】

- 1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債並びに収益及び費用については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に定める分類に準じて記載しております。なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。
- 3 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表は、有限責任監査法人トーマツの監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】
 (1) 【中間連結財務諸表】
 ① 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 6,559,719	※7 5,864,383	※7 6,309,015
コールローン及び買入手形	362,974	194,091	407,622
買現先勘定	※2 251,519	※2 771,025	※2 610,605
債券貸借取引支払保証金	※2 4,402,828	※2 1,626,265	※2 4,827,881
買入金銭債権	※7 3,108,684	※7 2,727,546	※7 2,915,209
特定取引資産	※7 9,350,376	※7 7,900,897	※7 7,625,318
金銭の信託	244,147	258,191	265,824
有価証券	※1, ※2, ※7, ※14 45,615,983	※1, ※2, ※7, ※14 57,702,707	※1, ※2, ※7, ※14 52,565,731
投資損失引当金	△31,646	—	—
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 77,581,851	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 69,294,398	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 74,892,593
外国為替	※2 951,377	※2 1,106,924	※2 1,045,928
その他資産	※7 4,854,283	※7 5,830,279	※7 4,555,204
有形固定資産	※7, ※9, ※10 1,127,231	※9, ※10 1,085,720	※9, ※10, ※11 1,094,776
無形固定資産	※7 640,533	628,793	632,398
繰延税金資産	768,843	431,547	563,531
支払承諾見返	※14 7,906,343	※14 7,012,322	※14 7,753,270
貸倒引当金	△902,517	△900,374	△969,733
資産の部合計	162,792,534	161,534,721	165,095,177
負債の部			
預金	※7 109,271,184	※7 110,341,880	※7 111,605,569
譲渡性預金	7,534,801	8,741,340	9,293,811
コールマネー及び売渡手形	※7 1,665,138	※7 1,165,327	※7 1,109,684
売現先勘定	※7 6,261,195	※7 5,569,075	※7 4,718,493
債券貸借取引受入担保金	※7 2,429,627	※7 537,493	※7 2,681,559
コマーシャル・ペーパー	※7 88,759	152,654	196,929
特定取引負債	※7 5,298,057	※7 5,950,755	※7 4,927,159
借入金	※2, ※7, ※12 2,935,895	※2, ※7, ※12 2,911,170	※2, ※7, ※12 2,853,926
外国為替	※2 885,467	※2 720,434	※2 728,714
短期社債	74,944	77,470	79,464
社債	※13 5,308,926	※13 5,085,213	※13 5,471,632
その他負債	※7 4,764,371	※7 3,852,422	※7 4,045,141
賞与引当金	23,940	22,686	21,785
役員賞与引当金	74	46	140
退職給付引当金	58,617	32,718	33,010
役員退職慰労引当金	746	460	548
ポイント引当金	1,078	1,221	857
偶発損失引当金	57,797	55,474	61,641
特別法上の引当金	1,233	857	1,237
繰延税金負債	27,694	24,943	27,724
再評価に係る繰延税金負債	※9 185,330	※9 181,393	※9 182,300
支払承諾	※7, ※14 7,906,343	※7, ※14 7,012,322	※7, ※14 7,753,270
負債の部合計	154,781,227	152,437,366	155,794,605

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	1,196,295	1,711,958	1,711,958
資本剰余金	3,362,612	3,878,275	3,878,275
利益剰余金	1,692,777	2,034,336	1,854,127
自己株式	—	△250,000	—
株主資本合計	6,251,685	7,374,569	7,444,361
その他有価証券評価差額金	19,400	147,577	226,987
繰延ヘッジ損益	121,666	97,405	105,955
土地再評価差額金	※9 221,907	※9 218,424	※9 217,470
為替換算調整勘定	△150,853	△240,559	△201,194
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額	△53,647	△34,129	△36,930
評価・換算差額等合計	158,473	188,717	312,288
少数株主持分	1,601,147	1,534,067	1,543,922
純資産の部合計	8,011,306	9,097,354	9,300,572
負債及び純資産の部合計	162,792,534	161,534,721	165,095,177

②【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
経常収益	1,811,156	1,655,514	3,515,787
資金運用収益	1,136,574	960,718	2,151,556
(うち貸出金利息)	763,875	621,958	1,425,343
(うち有価証券利息配当金)	212,533	223,068	424,379
信託報酬	6,532	5,809	12,433
役務取引等収益	329,559	311,174	655,449
特定取引収益	80,039	76,425	117,950
その他業務収益	185,499	225,463	364,052
その他経常収益	※1 72,952	※1 75,922	※1 214,345
経常費用	1,668,970	1,173,968	3,057,501
資金調達費用	288,942	193,755	505,649
(うち預金利息)	138,505	90,285	244,098
役務取引等費用	59,777	63,501	121,555
特定取引費用	7	—	—
その他業務費用	190,272	29,760	269,249
営業経費	701,662	670,423	1,374,153
その他経常費用	※2 428,308	※2 216,527	※2 786,894
経常利益	142,185	481,546	458,286
特別利益	40,062	29,522	127,156
固定資産処分益	4,417	909	6,822
償却債権取立益	18,567	26,304	51,345
金融商品取引責任準備金取崩額	241	379	238
事業分離における移転利益	10,843	—	10,843
投資損失引当金戻入益	4,848	—	34,027
子会社株式売却益	—	—	13,361
持分変動利益	—	—	10,516
その他の特別利益	1,143	1,928	—
特別損失	16,056	21,881	29,327
固定資産処分損	12,430	3,111	18,421
減損損失	3,625	2,936	9,685
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	15,833	—
子会社株式売却損	—	—	1,220
税金等調整前中間純利益	166,192	489,187	556,114
法人税、住民税及び事業税	34,546	33,261	70,466
法人税等還付税額	△15,293	—	△18,156
法人税等調整額	△6,423	98,689	79,487
法人税等合計	12,829	131,951	131,797
少数株主損益調整前中間純利益		357,236	
少数株主利益	30,640	33,582	61,430
中間純利益	122,722	323,653	362,886

③【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,196,295	1,711,958	1,196,295
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
当中間期変動額合計	—	—	515,662
当中間期末残高	1,196,295	1,711,958	1,711,958
資本剰余金			
前期末残高	3,362,612	3,878,275	3,362,612
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
当中間期変動額合計	—	—	515,662
当中間期末残高	3,362,612	3,878,275	3,878,275
利益剰余金			
前期末残高	1,641,630	1,854,127	1,641,630
当中間期変動額			
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	122,722	323,653	362,886
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
持分法の適用範囲の変動	△1,919	—	△1,919
当中間期変動額合計	51,146	180,208	212,497
当中間期末残高	1,692,777	2,034,336	1,854,127
自己株式			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
自己株式の取得	—	△250,000	—
当中間期変動額合計	—	△250,000	—
当中間期末残高	—	△250,000	—
株主資本合計			
前期末残高	6,200,539	7,444,361	6,200,539
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,031,324
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	122,722	323,653	362,886
自己株式の取得	—	△250,000	—
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
持分法の適用範囲の変動	△1,919	—	△1,919
当中間期変動額合計	51,146	△69,791	1,243,822
当中間期末残高	6,251,685	7,374,569	7,444,361

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△712,608	226,987	△712,608
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	732,009	△79,410	939,596
当中間期変動額合計	732,009	△79,410	939,596
当中間期末残高	19,400	147,577	226,987
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	127,312	105,955	127,312
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5,645	△8,549	△21,356
当中間期変動額合計	△5,645	△8,549	△21,356
当中間期末残高	121,666	97,405	105,955
土地再評価差額金			
前期末残高	224,212	217,470	224,212
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△2,304	953	△6,742
当中間期変動額合計	△2,304	953	△6,742
当中間期末残高	221,907	218,424	217,470
為替換算調整勘定			
前期末残高	△234,987	△201,194	△234,987
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	84,134	△39,364	33,793
当中間期変動額合計	84,134	△39,364	33,793
当中間期末残高	△150,853	△240,559	△201,194
米国会計基準適用子会社における年金債務調整額			
前期末残高	△51,822	△36,930	△51,822
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1,825	2,800	14,891
当中間期変動額合計	△1,825	2,800	14,891
当中間期末残高	△53,647	△34,129	△36,930
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△647,894	312,288	△647,894
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	806,367	△123,570	960,183
当中間期変動額合計	806,367	△123,570	960,183
当中間期末残高	158,473	188,717	312,288
少数株主持分			
前期末残高	1,304,444	1,543,922	1,304,444
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	296,703	△9,855	239,478
当中間期変動額合計	296,703	△9,855	239,478
当中間期末残高	1,601,147	1,534,067	1,543,922

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
純資産合計			
前期末残高	6,857,089	9,300,572	6,857,089
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,031,324
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	122,722	323,653	362,886
自己株式の取得	—	△250,000	—
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
持分法の適用範囲の変動	△1,919	—	△1,919
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,103,071	△133,426	1,199,661
当中間期変動額合計	1,154,217	△203,217	2,443,483
当中間期末残高	8,011,306	9,097,354	9,300,572

④【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	166,192	489,187	556,114
減価償却費	74,536	74,515	151,129
減損損失	3,625	2,936	9,685
のれん償却額	8,201	8,466	15,878
持分法による投資損益(△は益)	△432	7,544	1,709
貸倒引当金の増減(△)	56,525	△61,694	141,961
投資損失引当金の増減額(△は減少)	△4,894	—	△34,058
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,822	901	1,559
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	74	△93	140
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△9,870	426	△24,744
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△66	△88	8
ポイント引当金の増減額(△は減少)	227	363	59
偶発損失引当金の増減額(△は減少)	4,587	△5,509	9,186
資金運用収益	△1,136,574	△960,718	△2,151,556
資金調達費用	288,942	193,755	505,649
有価証券関係損益(△)	△12,579	△123,922	△69,988
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	3,957	△0	3,849
為替差損益(△は益)	444,328	660,588	215,363
固定資産処分損益(△は益)	8,013	2,201	11,598
事業分離における移転利益	△10,843	—	△10,843
特定取引資産の純増(△)減	1,295,136	△278,791	3,014,727
特定取引負債の純増減(△)	△813,206	1,026,173	△1,179,063
約定済未決済特定取引調整額	63,397	△98,349	△102,895
貸出金の純増(△)減	4,408,221	5,373,992	5,086,870
預金の純増減(△)	1,539,926	△1,140,364	6,025,537
譲渡性預金の純増減(△)	1,262,310	△540,218	3,047,831
借入金(劣後特約借入金を除く)の純増減(△)	△944,738	38,407	△917,443
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	△880,278	38,348	△878,268
コールローン等の純増(△)減	36,616	245,693	△183,135
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	76,170	3,201,616	△348,882
コールマネー等の純増減(△)	△1,091,711	900,159	△3,153,558
コマーシャル・ペーパーの純増減(△)	△59,046	△36,534	54,124
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	964,537	△2,144,065	1,291,749
外国為替(資産)の純増(△)減	109,679	△60,419	10,867
外国為替(負債)の純増減(△)	75,395	△9,107	△81,215
短期社債(負債)の純増減(△)	43,472	△1,994	47,992
普通社債発行及び償還による増減(△)	212,272	78,497	399,612
資金運用による収入	1,209,884	983,690	2,243,476
資金調達による支出	△300,784	△213,264	△529,455
その他	128,421	△225,932	228,165
小計	7,222,449	7,426,397	13,409,737
法人税等の支払額	△44,177	△47,538	△99,892
法人税等の還付額	18,721	11,617	29,785
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,196,992	7,390,475	13,339,631

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前連結会計年度の連結キ ャッシュ・フロー計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△67,151,884	△48,327,034	△116,867,356
有価証券の売却による収入	37,554,869	20,189,841	61,820,372
有価証券の償還による収入	22,777,632	21,356,197	40,998,455
金銭の信託の増加による支出	△127,183	△187,335	△678,483
金銭の信託の減少による収入	120,386	196,563	698,240
有形固定資産の取得による支出	△55,857	△21,898	△90,900
無形固定資産の取得による支出	△54,528	△41,667	△105,895
有形固定資産の売却による収入	3,169	10,032	11,293
無形固定資産の売却による収入	1	114	1,384
事業譲受による支出	—	△57,388	—
事業譲渡による収入	5,200	—	4,682
子会社株式の取得による支出	△1,526	—	△2,716
子会社株式の売却による収入	—	—	42,334
その他	—	△259	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,929,720	△6,882,833	△14,168,589
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	24,000	10,000	24,000
劣後特約付借入金返済による支出	△261,500	△40,000	△261,500
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の発行による収入	375,000	71,700	437,300
劣後特約付社債及び新株予約権付社債の償還による支出	△171,198	△452,374	△245,831
株式の発行による収入	—	—	1,031,324
少数株主からの払込みによる収入	41	1,500	557
少数株主への払戻による支出	△1,037	△333	△1,463
親会社への株式等の発行による収入	370,000	—	370,000
優先株式等の償還等による支出	△130,000	—	△135,000
配当金の支払額	△71,960	△142,491	△155,211
少数株主への配当金の支払額	△27,691	△33,304	△57,631
自己株式の取得による支出	—	△250,000	—
子会社の自己株式の取得による支出	△3	△4,117	△3
子会社の自己株式の処分による収入	80	8	80
財務活動によるキャッシュ・フロー	105,730	△839,413	1,006,620
現金及び現金同等物に係る換算差額	55,983	△48,412	19,899
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	428,986	△380,183	197,561
現金及び現金同等物の期首残高	3,271,131	3,449,274	3,271,131
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	—	—	※2 △19,418
連結子会社の合併による現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	0	—	0
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 3,700,118	※1 3,069,090	※1 3,449,274

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 151社 主要な会社名 株式会社泉州銀行 UnionBanCal Corporation なお、BTMU Preferred Capital 9 Limitedは、新規設立により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、株式会社UFJ日立システムズ他4社は、合併に伴う消滅、清算等により子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。	(1) 連結子会社 141社 主要な会社名 カブドットコム証券株式会社 UnionBanCal Corporation なお、エム・ユー・ビジネスパートナー株式会社他3社は、新規設立等により、当中間連結会計期間より連結の範囲に含めております。 また、UFJ Preferred Capital 1 Limited他2社は、清算により、子会社でなくなったため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除いております。	(1) 連結子会社 140社 主要な会社名 カブドットコム証券株式会社 UnionBanCal Corporation なお、BTMU Preferred Capital 9 Limited他1社は、新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。 また、株式会社UFJ日立システムズ他9社は、合併に伴う消滅、清算等により子会社でなくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。 株式会社泉州銀行他6社は、株式移転に伴う議決権の所有割合の低下等により、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。
	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。	(2) 非連結子会社 該当ありません。
	(3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 該当ありません。	(3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 該当ありません。	(3) 他の会社等の議決権（業務執行権）の過半数を自己の計算において所有しているにもかかわらず子会社としなかった当該他の会社等の名称 該当ありません。
	(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 該当ありません。	(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 該当ありません。	(4) 開示対象特別目的会社に関する事項 該当ありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項		(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。 なお、株式会社池田泉州ホールディングス他30社は、株式会社池田銀行と株式会社泉州銀行の共同株式移転による新規設立等により、当連結会計年度中に持分法適用の非連結子会社となりましたが、その後、株式売却に伴う議決権の所有割合の低下等により子会社でなくなったため、持分法適用の非連結子会社から除いております。
	(1) 持分法適用の関連会社 45社 主要な会社名 株式会社中京銀行 株式会社ジャックス なお、Morgan Stanley MUFG Loan Partners, LLCは、新規設立により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。 また、株式会社岐阜銀行他2社は、議決権の所有割合の低下等により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。	(2) 持分法適用の関連会社 47社 主要な会社名 株式会社池田泉州ホールディングス 株式会社中京銀行 なお、株式会社池田泉州銀行他2社は、合併に伴い影響力が増したこと等により、当中間連結会計期間より持分法を適用しております。 また、株式会社泉州銀行は、合併に伴う消滅により、関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法の対象から除いております。	(2) 持分法適用の関連会社 45社 主要な会社名 株式会社池田泉州ホールディングス 株式会社中京銀行 なお、株式会社池田泉州ホールディングス他30社は、子会社からの異動、新規設立等により、当連結会計年度より持分法を適用しております。 また、株式会社岐阜銀行他5社は、議決権の所有割合の低下、清算等により関連会社でなくなったため、当連結会計年度より持分法の対象から除いております。
	(2) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。	(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。
	(3) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 株式会社池田銀行 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。	(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名 SCB Leasing Public Company Limited 持分法非適用の関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及び繰延ヘッジ損益(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 他の会社等の議決権(業務執行権)の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 NBA株式会社 株式会社Spring (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権(業務執行権)の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社エービル 株式会社Spring Beaunet Corporation Limited (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>	<p>(5) 他の会社等の議決権(業務執行権)の百分の二十以上百分の五十以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連会社としなかった当該他の会社等の名称</p> <p>株式会社京都レメディ ス 株式会社京都コンステ ラ・テクノロジーズ 株式会社パスト ファルマフロンティア 株式会社 株式会社Spring Beaunet Corporation Limited (関連会社としなかった理由)</p> <p>ベンチャーキャピタル事業等を営む連結子会社が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的等とする営業取引として株式等を所有しているのであって、傘下に入れる目的ではないことから、関連会社として取り扱っておりません。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																						
3 連結子会社の中間 決算日(決算日)等 に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>93社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>11社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>44社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	4月末日	1社	6月末日	93社	7月24日	11社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	44社	<p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>3月1日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>90社</td></tr> <tr><td>7月24日</td><td>10社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>37社</td></tr> </table> <p>(2) 3月1日を中間決算日とする連結子会社は、9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 4月末日を中間決算日とする連結子会社は、7月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。 なお、中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	3月1日	1社	4月末日	1社	6月末日	90社	7月24日	10社	7月末日	1社	8月末日	1社	9月末日	37社	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>89社</td></tr> <tr><td>1月24日</td><td>11社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>2月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>37社</td></tr> </table> <p>(2) 10月末日を決算日とする連結子会社は、1月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。 また、その他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 なお、連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	10月末日	1社	12月末日	89社	1月24日	11社	1月末日	1社	2月末日	1社	3月末日	37社
4月末日	1社																																								
6月末日	93社																																								
7月24日	11社																																								
7月末日	1社																																								
8月末日	1社																																								
9月末日	44社																																								
3月1日	1社																																								
4月末日	1社																																								
6月末日	90社																																								
7月24日	10社																																								
7月末日	1社																																								
8月末日	1社																																								
9月末日	37社																																								
10月末日	1社																																								
12月末日	89社																																								
1月24日	11社																																								
1月末日	1社																																								
2月末日	1社																																								
3月末日	37社																																								

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息配当金、売却損益及び評価損益)を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(A) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(B) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(A)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(B) 同左	(B) 同左
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、原則として時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分して計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産（リース資産を除く） 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：2年～20年 また、連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間（主として3年～10年）に対応して定額法により償却しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p>	<p>③ リース資産 同左</p>	<p>③ リース資産 同左</p>
	<p>(5) 繰延資産の処理方法 社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。</p> <p>また、平成18年3月31日に終了する連結会計年度の連結貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>	<p>(5) 繰延資産の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算</p>	<p>(6) 貸倒引当金の計上基準 当行及び国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は930,933百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は869,133百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生じる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は860,582百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	—	<p>(7) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(7) 賞与引当金の計上基準 同左	(8) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(8) 役員賞与引当金の計上基準 同左	(9) 役員賞与引当金の計上基準 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理	(9) 退職給付引当金の計上基準 同左 (A) 過去勤務債務 同左 (B) 数理計算上の差異 同左	(10) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。 (A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により費用処理 (B) 数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として10年)による定額法により按分した額をそれぞれ主として発生の翌連結会計年度から費用処理

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
			(会計方針の変更) 当連結会計年度末から 企業会計基準第19号 「退職給付に係る会計 基準」の一部改正(その 3)」(平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を 適用しております。 これによる未認識数理 計算上の差異に与える影 響は軽微であります。な お、未認識数理計算上の 差異は発生の翌連結会計 年度から費用処理するこ ととしているため、当連 結会計年度の連結財務諸 表に与える影響はありま せん。
	(11) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員退職慰労引当金 は、当行の連結子会社 が、役員への退職慰労金 の支払いに備えるため、 役員に対する退職慰労金 の支給見積額のうち、当 中間連結会計期間末まで に発生していると認めら れる額を計上しております。	(10) 役員退職慰労引当金の 計上基準 同左	(11) 役員退職慰労引当金の 計上基準 役員退職慰労引当金 は、当行の連結子会社 が、役員への退職慰労金 の支払いに備えるため、 役員に対する退職慰労金 の支給見積額のうち、当 連結会計年度末までに発 生していると認められる 額を計上しております。
	(12) ポイント引当金の計上 基準 ポイント引当金は、 「スーパーICカード」等 におけるポイントの将来 の利用による負担に備え るため、未利用の付与済 ポイントを金額に換算し た残高のうち、将来利用 される見込額を見積も り、必要と認められる額 を計上しております。	(11) ポイント引当金の計上 基準 同左	(12) ポイント引当金の計上 基準 同左
	(13) 偶発損失引当金の計上 基準 偶発損失引当金は、オ フバランス取引等に関し て偶発的に発生する損失 に備えるため、将来発生 する可能性のある損失の 見積額を計上しておりま す。	(12) 偶発損失引当金の計上 基準 同左	(13) 偶発損失引当金の計上 基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>特別法上の引当金は、金融商品取引責任準備金であり、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第46条の5第1項、第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第175条、第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。</p>	<p>(13) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(14) 特別法上の引当金の計上基準</p> <p>同左</p>
	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p>	<p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>同左</p>	<p>(15) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(16) リース取引の処理方法 (借手側)</p> <p>当行及び国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(貸手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、収益及び費用の計上基準については、売上高を「その他経常収益」に含めて計上せず、利息相当額を各期へ配分する方法によっております。</p>	<p>(15) リース取引の処理方法 同左</p>	<p>(16) リース取引の処理方法 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(16)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>(17)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>	<p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p> <p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8,946百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は12,962百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建の金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計について、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,898百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は3,811百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>なお、平成14年度末の連結貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(平成12年2月15日 日本公認会計士協会)を適用して実施してありました多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,654百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は6,478百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>また、外貨建関連会社株式及び外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間連結会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当連結会計年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。</p>
		<p>(17) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。</p>	

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(18) 消費税等の会計処理 当行及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は発生した連結会計年度の費用に計上しております。	(18) 消費税等の会計処理 同左	(18) 消費税等の会計処理 同左
	(19) 手形割引及び再割引の会計処理 手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	(19) 手形割引及び再割引の会計処理 同左	(19) 手形割引及び再割引の会計処理 同左
	(20) 在外子会社の会計処理基準 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施しております。	(20) 在外子会社の会計処理基準 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施しております。	(20) 在外子会社の会計処理基準 在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合には、それらを連結決算手続き上利用しております。 なお、在外子会社の財務諸表が、国際財務報告基準又は米国会計基準以外の各所在地国で公正妥当と認められた会計基準に準拠して作成されている場合には、米国会計基準に準拠して修正しております。 また、連結決算上必要な修正を実施しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は5,623百万円増加、「繰延税金資産」は2,194百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は3,429百万円増加しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「4 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に「その他有価証券」の一部を「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。</p> <p>この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。</p> <p>これにより、従来の区分で保有した場合に比べ、「買入金銭債権」は21,177百万円減少、「繰延税金資産」は8,259百万円増加、「その他有価証券評価差額金」は12,917百万円減少しております。</p> <p>なお、区分変更した債券の概要等については、「(有価証券関係)」の「5 保有目的を変更した有価証券」に記載しております。</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。</p>	—	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち定期性預け金と譲渡性預け金以外のものであります。</p>

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は5,209百万円増加、「投資損失引当金」は34,543百万円減少、「繰延税金資産」は6,267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は9,180百万円増加し、「経常利益」は7,875百万円減少、「税金等調整前当期純利益」は24,305百万円増加しております。</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。</p> <p>これにより、「経常利益」は381百万円減少、「税金等調整前中間純利益」は16,180百万円減少しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は803百万円であります。</p> <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含めて表示しておりました「法人税等の還付額」は、中間連結損益計算書の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」を区分して表示したことに合わせて、当中間連結会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「法人税等の支払額」に含まれる「法人税等の還付額」は16,844百万円でありま</p>	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>企業会計基準第22号「連結財務諸表に関する会計基準」(平成20年12月26日 企業会計基準委員会)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式143,295百万円及び出資金2,531百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に219,966百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は576,622百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは11,495,185百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は722,057百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は17,416百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式174,138百万円及び出資金6,918百万円を含んでおります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に149,925百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は356,915百万円、再貸付に供している有価証券は4,177百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,840,037百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は763,644百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,386百万円であります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式181,085百万円及び出資金6,068百万円を含んでおります。</p> <p>なお、上記に含まれる共同支配企業に対する投資の金額は9,566百万円であります。</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,977百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は663,551百万円、再貸付に供している有価証券は391百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,891,719百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は801,515百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は15,405百万円であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は118,359百万円、延滞債権額は888,156百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は12,297百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は269,957百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は56,139百万円、延滞債権額は982,403百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は43,915百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は358,992百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は99,433百万円、延滞債権額は976,028百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は25,295百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は265,780百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																																																																																		
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,288,770百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,743</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">921,508</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,045,757</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">632,952</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">71,854</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">481</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">511</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">325,907</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">558,000</td> </tr> <tr> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td style="text-align: right;">25,000</td> </tr> <tr> <td>特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">61,993</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">1,342,381</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">56,162</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">1,073</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,375百万円、買入金銭債権363,406百万円、特定取引資産38,280百万円、有価証券5,810,283百万円及び貸出金4,097,401百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,701,759百万円、有価証券は8,183,835百万円であり、対応する売現先勘定は6,258,349百万円、債券貸借取引受入担保金は2,406,567百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,743	特定取引資産	921,508	有価証券	1,045,757	貸出金	632,952	その他資産	71,854	有形固定資産	481	無形固定資産	511		百万円	預金	325,907	コールマネー及び売渡手形	558,000	コマーシャル・ペーパー	25,000	特定取引負債	61,993	借入金	1,342,381	その他負債	56,162	支払承諾	1,073	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,441,450百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">1,778</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">914,501</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">1,434,513</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">72,911</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">296,405</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">440,000</td> </tr> <tr> <td>特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">66,969</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">1,267,914</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">56,208</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">781</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,246百万円、買入金銭債権131,268百万円、有価証券7,647,127百万円及び貸出金3,818,965百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は689,102百万円、有価証券は7,104,958百万円であり、対応する売現先勘定は5,565,419百万円、債券貸借取引受入担保金は524,976百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	1,778	有価証券	914,501	貸出金	1,434,513	その他資産	72,911		百万円	預金	296,405	コールマネー及び売渡手形	440,000	特定取引負債	66,969	借入金	1,267,914	その他負債	56,208	支払承諾	781	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,366,537百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>現金預け金</td> <td style="text-align: right;">2,159</td> </tr> <tr> <td>特定取引資産</td> <td style="text-align: right;">499,910</td> </tr> <tr> <td>有価証券</td> <td style="text-align: right;">1,057,965</td> </tr> <tr> <td>貸出金</td> <td style="text-align: right;">760,676</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td style="text-align: right;">71,729</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">百万円</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td style="text-align: right;">408,098</td> </tr> <tr> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td style="text-align: right;">540,000</td> </tr> <tr> <td>特定取引負債</td> <td style="text-align: right;">48,902</td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td style="text-align: right;">1,086,802</td> </tr> <tr> <td>その他負債</td> <td style="text-align: right;">56,162</td> </tr> <tr> <td>支払承諾</td> <td style="text-align: right;">985</td> </tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,625百万円、買入金銭債権155,200百万円、特定取引資産20,961百万円、有価証券4,718,265百万円及び貸出金7,656,106百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,441,426百万円、有価証券は8,940,086百万円であり、対応する売現先勘定は4,715,183百万円、債券貸借取引受入担保金は2,597,241百万円であります。</p>		百万円	現金預け金	2,159	特定取引資産	499,910	有価証券	1,057,965	貸出金	760,676	その他資産	71,729		百万円	預金	408,098	コールマネー及び売渡手形	540,000	特定取引負債	48,902	借入金	1,086,802	その他負債	56,162	支払承諾	985
	百万円																																																																																			
現金預け金	1,743																																																																																			
特定取引資産	921,508																																																																																			
有価証券	1,045,757																																																																																			
貸出金	632,952																																																																																			
その他資産	71,854																																																																																			
有形固定資産	481																																																																																			
無形固定資産	511																																																																																			
	百万円																																																																																			
預金	325,907																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	558,000																																																																																			
コマーシャル・ペーパー	25,000																																																																																			
特定取引負債	61,993																																																																																			
借入金	1,342,381																																																																																			
その他負債	56,162																																																																																			
支払承諾	1,073																																																																																			
	百万円																																																																																			
現金預け金	1,778																																																																																			
有価証券	914,501																																																																																			
貸出金	1,434,513																																																																																			
その他資産	72,911																																																																																			
	百万円																																																																																			
預金	296,405																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	440,000																																																																																			
特定取引負債	66,969																																																																																			
借入金	1,267,914																																																																																			
その他負債	56,208																																																																																			
支払承諾	781																																																																																			
	百万円																																																																																			
現金預け金	2,159																																																																																			
特定取引資産	499,910																																																																																			
有価証券	1,057,965																																																																																			
貸出金	760,676																																																																																			
その他資産	71,729																																																																																			
	百万円																																																																																			
預金	408,098																																																																																			
コールマネー及び売渡手形	540,000																																																																																			
特定取引負債	48,902																																																																																			
借入金	1,086,802																																																																																			
その他負債	56,162																																																																																			
支払承諾	985																																																																																			

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は55,779,302百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は55,813,838百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は56,557,663百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">29,046百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">50,011百万円</p>	<p>※9 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額</p> <p style="text-align: right;">54,247百万円</p>
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">859,498百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">861,640百万円</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額</p> <p style="text-align: right;">848,976百万円</p>
<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金450,500百万円が含まれております。</p>	<p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金412,500百万円が含まれております。</p>	<p>※11 有形固定資産の圧縮記帳額 81,784百万円 (当連結会計年度 圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※12 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金442,500百万円が含まれております。</p>
<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,502,249百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,019,438百万円が含まれております。</p>	<p>※13 社債には、劣後特約付社債3,480,848百万円が含まれております。</p>
<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,715,051百万円であります。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,381,479百万円であります。</p>	<p>※14 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,538,370百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益38,665百万円、リース業を営む連結子会社に係る受取リース料10,478百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,535百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額164,655百万円及び貸出金償却138,710百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益32,265百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料等12,540百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他経常費用には、貸出金償却75,249百万円、株式等償却45,497百万円、貸倒引当金繰入額40,042百万円及び株式等売却損21,852百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 その他経常収益には、株式等売却益131,103百万円及びリース業を営む連結子会社に係る受取リース料21,442百万円を含んでおります。</p> <p>※2 その他の経常費用には、貸出金償却263,483百万円及び株式等売却損86,673百万円を含んでおります。</p>

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,833,384	—	—	10,833,384	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	177,000	—	—	177,000	
合計	11,191,084	—	—	11,191,084	
自己株式					
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	—	—	100,700	

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	59,041	5.45	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第二種優先株式	6,000	60.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第六種優先株式	210	210.90	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第七種優先株式	6,708	43.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たりの 金額(円)	基準日	効力発生日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	71,175	その他 利益剰余金	6.57	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105.45	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第七種 優先株式	8,970	その他 利益剰余金	57.50	平成21年9月30日	平成21年11月19日

II 当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	前連結会計年度末 株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	12,350,038	—	—	12,350,038	
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	177,000	—	—	177,000	
合計	12,707,738	—	—	12,707,738	
自己株式					
第一回第二種優先株式	—	100,000	—	100,000	（注）
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	100,000	—	200,700	

（注） 第一回第二種優先株式の自己株式の増加100,000千株は、取得条項に基づき全数を取得したことによる増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	130,416	10.56	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第六種優先株式	105	105.45	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第七種優先株式	8,970	57.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の 総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成22年11月15日 取締役会	普通株式	123,253	その他 利益剰余金	9.98	平成22年9月30日	平成22年11月16日
	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105.45	平成22年9月30日	平成22年11月16日
	第一回第七種 優先株式	8,970	その他 利益剰余金	57.50	平成22年9月30日	平成22年11月16日

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前連結会計年度末 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	10,833,384	1,516,654	—	12,350,038	注1
第一回第二種優先株式	100,000	—	—	100,000	
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第六種優先株式	1,000	—	—	1,000	
第一回第七種優先株式	177,000	—	—	177,000	
合計	11,191,084	1,516,654	—	12,707,738	
自己株式					
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	—	—	100,700	

(注) 1 普通株式の増加1,516,654千株は、増資による増加であります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当ありません。

3 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年6月25日 定時株主総会	普通株式	59,041	5.45	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第二種優先株式	6,000	60.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第六種優先株式	210	210.90	平成21年3月31日	平成21年6月25日
	第一回第七種優先株式	6,708	43.00	平成21年3月31日	平成21年6月25日
平成21年11月18日 取締役会	普通株式	71,175	6.57	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第二種優先株式	3,000	30.00	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第六種優先株式	105	105.45	平成21年9月30日	平成21年11月19日
	第一回第七種優先株式	8,970	57.50	平成21年9月30日	平成21年11月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日 後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	130,416	その他 利益剰余金	10.56	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第二種 優先株式	3,000	その他 利益剰余金	30.00	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第六種 優先株式	105	その他 利益剰余金	105.45	平成22年3月31日	平成22年6月28日
	第一回第七種 優先株式	8,970	その他 利益剰余金	57.50	平成22年3月31日	平成22年6月28日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成21年9月30日現在 百万円 現金預け金勘定 6,559,719 定期性預け金及び 譲渡性預け金 <u>△2,859,601</u> 現金及び 現金同等物 <u>3,700,118</u>	※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年9月30日現在 百万円 現金預け金勘定 5,864,383 定期性預け金及び 譲渡性預け金 <u>△2,795,292</u> 現金及び 現金同等物 <u>3,069,090</u>	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 平成22年3月31日現在 百万円 現金預け金勘定 6,309,015 定期性預け金及び 譲渡性預け金 <u>△2,859,740</u> 現金及び 現金同等物 <u>3,449,274</u> ※2 共同株式移転により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の内容 株式会社泉州銀行(連結子会社6社を含む) 百万円 資産合計 2,234,685 (うち貸出金 1,747,135) 負債合計 2,160,519 (うち預金 1,913,630)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																								
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">95,248百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">2,039百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">97,288百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">62,890百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,431百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">64,321百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">32,358百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">608百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">32,966百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	95,248百万円	無形固定資産	2,039百万円	合計	97,288百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	62,890百万円	無形固定資産	1,431百万円	合計	64,321百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	32,358百万円	無形固定資産	608百万円	合計	32,966百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">69,381百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,512百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">70,893百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">51,393百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,191百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">52,585百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中間連結会計期間末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">17,987百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">320百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">18,307百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	69,381百万円	無形固定資産	1,512百万円	合計	70,893百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	51,393百万円	無形固定資産	1,191百万円	合計	52,585百万円	中間連結会計期間末残高相当額		有形固定資産	17,987百万円	無形固定資産	320百万円	合計	18,307百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するファイナンス・リース取引(売買処理している在外子会社におけるものを除く)</p> <p>(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2">取得価額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">81,119百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,827百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">82,946百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">減価償却累計額相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">56,206百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">1,327百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">57,534百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">年度末残高相当額</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">24,912百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">499百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">25,412百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	取得価額相当額		有形固定資産	81,119百万円	無形固定資産	1,827百万円	合計	82,946百万円	減価償却累計額相当額		有形固定資産	56,206百万円	無形固定資産	1,327百万円	合計	57,534百万円	年度末残高相当額		有形固定資産	24,912百万円	無形固定資産	499百万円	合計	25,412百万円
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	95,248百万円																																																																									
無形固定資産	2,039百万円																																																																									
合計	97,288百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	62,890百万円																																																																									
無形固定資産	1,431百万円																																																																									
合計	64,321百万円																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額																																																																										
有形固定資産	32,358百万円																																																																									
無形固定資産	608百万円																																																																									
合計	32,966百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	69,381百万円																																																																									
無形固定資産	1,512百万円																																																																									
合計	70,893百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	51,393百万円																																																																									
無形固定資産	1,191百万円																																																																									
合計	52,585百万円																																																																									
中間連結会計期間末残高相当額																																																																										
有形固定資産	17,987百万円																																																																									
無形固定資産	320百万円																																																																									
合計	18,307百万円																																																																									
取得価額相当額																																																																										
有形固定資産	81,119百万円																																																																									
無形固定資産	1,827百万円																																																																									
合計	82,946百万円																																																																									
減価償却累計額相当額																																																																										
有形固定資産	56,206百万円																																																																									
無形固定資産	1,327百万円																																																																									
合計	57,534百万円																																																																									
年度末残高相当額																																																																										
有形固定資産	24,912百万円																																																																									
無形固定資産	499百万円																																																																									
合計	25,412百万円																																																																									

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 14,657百万円 1年超 18,506百万円 合計 33,164百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料、減価償却費相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 8,695百万円 減価償却費相当額 8,699百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 20,641百万円 1年超 131,360百万円 合計 152,002百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 7,703百万円 1年超 59,581百万円 合計 67,284百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 9,456百万円 1年超 9,041百万円 合計 18,498百万円 <p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 6,413百万円 減価償却費相当額 6,413百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 22,781百万円 1年超 129,782百万円 合計 152,563百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 15,702百万円 1年超 51,305百万円 合計 67,008百万円 	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 12,560百万円 1年超 13,043百万円 合計 25,603百万円 <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料 16,199百万円 減価償却費相当額 16,209百万円 ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 28,221百万円 1年超 134,678百万円 合計 162,900百万円 <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 16,238百万円 1年超 54,368百万円 合計 70,606百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません((注2)参照)。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	5,864,383	5,864,383	—
(2) コールローン及び買入手形	194,091	194,091	—
(3) 買現先勘定	771,025	771,025	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	1,626,265	1,626,265	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,727,546	2,781,746	54,199
(6) 特定取引資産	1,738,839	1,738,839	—
(7) 金銭の信託	258,191	258,191	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	255,629	260,884	5,255
その他有価証券	56,746,645	56,746,645	—
(9) 貸出金	69,294,398		
貸倒引当金(*1)	△774,229		
	68,520,168	69,173,763	653,594
(10) 外国為替(*1)	1,106,924	1,106,924	—
資産計	139,809,712	140,522,761	713,048
(1) 預金	110,341,880	110,395,378	53,498
(2) 譲渡性預金	8,741,340	8,746,745	5,405
(3) コールマネー及び売渡手形	1,165,327	1,165,327	—
(4) 売現先勘定	5,569,075	5,569,075	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	537,493	537,493	—
(6) コマーシャル・ペーパー	152,654	152,654	—
(7) 特定取引負債	27,704	27,704	—
(8) 借入金	2,911,170	2,940,764	29,593
(9) 外国為替	720,434	720,434	—
(10) 短期社債	77,470	77,470	—
(11) 社債	5,085,213	5,237,688	152,474
負債計	135,329,766	135,570,738	240,972
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	10,765	10,765	—
ヘッジ会計が適用されているもの	502,385	502,385	—
デリバティブ取引計	513,151	513,151	—

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額にて計上しております。
- (※2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) 其他有価証券」には含まれておりません。

区分	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	327,701
② 組合出資金等(*2)(*3)	191,579
③ その他(*2)	96
合計	519,376

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式等について5,261百万円減損処理を行なっております。

(*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしておりません。

II 前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、預金業務、貸出業務をはじめ有価証券投資、その他の証券業務、為替業務等の総合金融サービス事業を行っております。

これらの事業を行うため、市場からの資金調達やデリバティブ取引でのリスク・ヘッジを行う等、市場の状況や長短のバランスを調整して、金利・為替等の変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行は、貸出金をはじめ有価証券やデリバティブ取引等の様々な金融商品を保有しているため、信用リスク、市場リスクに晒されております。

信用リスクとしては、貸出金等の債権について、債務者の財務状況の悪化等により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

市場リスクとしては特に、内外金利、為替レート、及び株価・債券価格の市場変動等が挙げられます。例えば、内外金利が上昇した場合には、当行の保有する国債をはじめとする債券ポートフォリオの価値が減少し、円高となった場合には、当行の外貨建有価証券等の円換算価値が減少します。また、当行は市場性のある株式を保有しており、株価が下落した場合には、保有株式の時価が減少します。なお、当行は、トレーディングやALMの一環で、金利スワップ等のデリバティブを保有しており、為替や金利が大きく変動した場合には、保有しているデリバティブの時価が大きく変動する可能性があります。デリバティブのヘッジ目的の取引において、金利リスク・ヘッジについては、固定金利の預金・貸出金・債券等、変動金利の預金・貸出金等及び固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引をヘッジ対象としており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。また、為替変動リスク・ヘッジについては、外貨建の金銭債権債務等をヘッジ対象としており、通貨スワップ取引及び為替予約をヘッジ手段として指定しております。なお、ヘッジの有効性については、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、一部において金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行では、与信ポートフォリオを定期的にモニタリングし、状況を把握するとともに、信用格付制度、資産自己査定制度を評価基準として、信用リスクの適時かつ適正な把握に努めております。

当行では、信用リスク管理規則に基づいて銀行全体の信用リスク管理体制を整備しております。また、各グループ会社の信用リスク管理体制への指導等を通じて、グループ全体の信用リスクを管理しております。

当行では、個別案件の審査・与信管理にあたり、審査管理部署と営業推進部署を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としております。

また、経営陣による投融资委員会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を報告・審議しております。

以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部署が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理体制を構築しております。

② 市場リスクの管理

(イ) リスク管理体制

当行では、フロントオフィス(市場部門)から独立した、バックオフィス(事務管理部署)及びミドルオフィス(リスク管理部署)を設置し、相互に牽制が働く体制としております。経営陣による管理体制につきましては、取締役会において市場リスク管理体制の枠組みを定めるとともに、経営会議において市場性業務に係る権限を設定しております。また、自己資本の範囲内において、市場リスク量に見合う経済資本を割り当て、経済資本をベースに市場リスク量の限度額を設けるとともに、損失限度額を設定することで、リスク量や損失額を一定の範囲に抑えるように運営しております。

(ロ) 市場リスクマネジメント

当行では、市場リスクの状況やリスク限度額、損失限度額の運営状況について、それぞれ日次でリスク管理担当役員に報告するとともに、ストレステスト等を用いた複合的なリスクの分析を実施し、定期的にALM委員会やリスク管理委員会等へ報告しております。

当行の各部門の運営においては、市場性資産・負債に係る金利・為替等の市場変動リスクに対して、有価証券取引やデリバティブ取引でのリスクヘッジを適宜実施する等、適切なリスク運営を行っております。また、特定取引勘定の対象取引及びその管理方法については、文書により明確化し、価格評価の方法及びその運用の適切性について、当該勘定を適切に運用していることを内部監査により定期的に確認しております。

(ハ) 市場リスク量の計測モデル

市場リスクは他のリスクに比べ日々の変動が大きいいため、当行ではバリュー・アット・リスク(VaR)を用いた市場リスク量を日次で把握・管理しております。

市場リスク量は、トレーディング業務、バンキング業務共に同様の市場リスク計測モデルで算出しており、市場リスク計測モデルには主にヒストリカル・シミュレーション法(保有期間10営業日、信頼水準99%、観測期間701営業日)を採用しております。

※ヒストリカル・シミュレーション法とは、現在のポートフォリオに対して過去一定期間内で実際に起きた市場変動をあてはめた場合に発生すると推定される損益をシミュレーションしてVaRを算出する手法です。この手法は市場変動の特性を直接的に反映させることが可能となること、オプション性のリスクを精緻に計測できること等が特徴です。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行では、円貨・外貨のそれぞれについて、資金調達の構成内容や資金繰りギャップの管理、コミットメントライン等の資金流動性を供給する商品の管理及び資金流動性維持のための準備資産の管理等を行い、適正な資金流動性の確保に努めております。

具体的には、取締役会は、流動性リスク管理の枠組みを定めるとともに、資金繰りの逼迫度に応じたステージ運営及び各ステージにおける管理を実施しております。流動性リスク管理部門は、他部門から独立して牽制機能が発揮できる体制とし、資金繰り逼迫度合いの判定、限度枠遵守状況のモニタリング等を行い、ALM委員会や取締役会等に報告しております。資金繰り管理部門は、適切な資金繰り運営・管理を行い、流動性リスク管理部門に対し、定期的に資金繰り状況及び予測、流動性リスクの状況を報告するとともに、ALM委員会等にも定期的に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	6,309,015	6,309,015	—
(2) コールローン及び買入手形	407,622	407,622	—
(3) 買現先勘定	610,605	610,605	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	4,827,881	4,827,881	—
(5) 買入金銭債権(*1)	2,915,209	2,971,186	55,977
(6) 特定取引資産	2,585,099	2,585,099	—
(7) 金銭の信託	265,824	265,824	—
(8) 有価証券			
満期保有目的の債券	258,612	263,937	5,325
その他有価証券	51,587,353	51,587,353	—
(9) 貸出金	74,892,593		
貸倒引当金(*1)	△841,589		
	74,051,003	74,637,077	586,073
(10) 外国為替(*1)	1,045,928	1,045,928	—
資産計	144,864,155	145,511,532	647,376
(1) 預金	111,605,569	111,669,981	64,412
(2) 譲渡性預金	9,293,811	9,305,284	11,473
(3) コールマネー及び売渡手形	1,109,684	1,109,684	—
(4) 売現先勘定	4,718,493	4,718,493	—
(5) 債券貸借取引受入担保金	2,681,559	2,681,559	—
(6) コマーシャル・ペーパー	196,929	196,929	—
(7) 特定取引負債	12,981	12,981	—
(8) 借入金	2,853,926	2,874,515	20,588
(9) 外国為替	728,714	728,714	—
(10) 短期社債	79,464	79,464	—
(11) 社債	5,471,632	5,601,865	130,232
負債計	138,752,768	138,979,475	226,707
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	103,866	103,866	—
ヘッジ会計が適用されているもの	309,945	309,945	—
デリバティブ取引計	413,811	413,811	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、貸出金以外の科目については、対応する貸倒引当金の重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額にて計上しております。

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形、(3) 買現先勘定、及び(4) 債券貸借取引支払保証金

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(5) 買入金銭債権

買入金銭債権については、取引金融機関から提示された価格、あるいは合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額を用いて評価しております。また、これらに該当しない買入金銭債権については、債権の性質上、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 特定取引資産

トレーディング目的で保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(7) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券については、取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的毎の金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(8) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債は、債務不履行リスク、担保・保証による回収額及び保証料を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当連結会計年度末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割引くことにより算定しております。

また、証券化商品のうち、企業向け貸出資産を裏付資産とした証券化商品の一部については、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者(ブローカー又は情報ベンダー)より入手した価格の双方を勘案して算出した価額を時価としております。その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づき算出した価額を時価としております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

(9) 貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分毎に、債務不履行リスク及び担保・保証による回収見込額を反映した将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率に一定の調整を加えた金利で割り引いた現在価値を時価としております。なお、個人向けの住宅ローン等の内、変動金利によるものは、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保・保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しており、時価は帳簿価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

(10) 外国為替

外国為替は、他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、外国為替関連の短期貸付金(外国他店貸)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものの大半は、一定の期間毎に区分した将来キャッシュ・フローを新規に預金を受け入れる際に使用する利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、(5) 債券貸借取引受入担保金、及び(6) コマーシャル・ペーパー

これらは、約定期間が短期間(1年以内)の取引が大半を占めており、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(7) 特定取引負債

トレーディング目的で売付けしている債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(8) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の借入において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

(9) 外国為替

外国為替のうち、他の銀行から受け入れた外貨預り金及び非居住者円預り金は満期のない預り金(外国他店預り)であり、また、外国為替関連の短期借入金(外国他店借)は約定期間が短期間(1年以内)であります。これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(10) 短期社債

短期社債は、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(11) 社債

当行及び連結子会社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。一部の社債は、将来キャッシュ・フローを同様の社債を発行した場合に適用されると考えられる利率で割り引いた現在価値を時価としております。市場価格がない社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、当該社債の将来キャッシュ・フローを当行あるいは連結子会社のプレミアムを加味した同様の社債において想定される利率で割り引いた現在価値を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、「(デリバティブ取引関係)」に記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(8) その他有価証券」には含まれておりません。

区分	連結貸借対照表計上額(評価性引当金控除前) (百万円)
① 非上場株式(*1)(*2)	338,359
② 組合出資金等(*2)(*3)	194,225
③ その他(*2)	26
合計	532,611

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(*2) 当連結会計年度において、非上場株式等について32,538百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金等は、主に、匿名組合、投資事業組合等であります。これらは市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであり、時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
有価証券(*1)(*2)	15,128,957	12,098,206	10,706,364	1,401,010	3,979,055	6,084,864
満期保有目的の債券	5,545	250,387	10,680	96,669	262,115	718,524
国債	—	250,176	—	—	—	—
外国債券	2,797	40	—	—	1,940	828
その他	2,748	170	10,680	96,669	260,175	717,695
その他有価証券のうち 満期があるもの	15,123,411	11,847,819	10,695,683	1,304,340	3,716,940	5,366,340
国債	13,464,223	9,453,312	8,052,668	390,013	2,004,171	1,699,406
地方債	2,346	23,024	54,496	27,956	171,567	420
社債	483,801	1,059,264	1,138,017	335,854	253,746	761,879
外国債券	1,172,951	1,309,161	1,385,127	332,281	1,095,264	2,525,969
その他	88	3,054	65,373	218,235	192,190	378,664
貸出金(*1)(*3)	34,243,222	13,201,759	8,005,482	4,554,998	4,193,915	9,617,752
合計	49,372,179	25,299,966	18,711,847	5,956,009	8,172,971	15,702,617

(*1) 償還予定額につきましては、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

(*2) 有価証券には、「買入金銭債権」中の信託受益権等が含まれております。

(*3) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない1,075,461百万円は含めておりません。

(注4) 定期預金、譲渡性預金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
定期預金及び譲渡性預金 (*1)	43,296,186	5,179,318	820,675	70,539	54,944	112
借入金(*1)(*2) (*3)	1,912,285	140,934	328,991	90,437	148,494	232,782
社債(*1)(*2)	766,052	1,155,329	891,308	891,613	1,310,262	457,066
合計	45,974,525	6,475,583	2,040,975	1,052,589	1,513,701	689,961

(*1) 返済予定額につきましては、連結貸借対照表計上額にて記載しております。

(*2) 借入金・社債のうち、返済・償還期限の定めのない借入金・社債については、「10年超」に記載しております。

(*3) 当連結会計年度末において再割引手形の残高はございません。

(有価証券関係)

I 前中間連結会計期間末

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債	514,865	518,964	4,098
その他	1,120,646	1,130,936	10,289
外国債券	7,766	8,860	1,094
その他	1,112,880	1,122,075	9,194
合計	1,635,512	1,649,900	14,387

(注) 時価は、原則として当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいておりますが、企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、当行における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	3,171,261	3,408,783	237,521
債券	28,852,633	28,970,568	117,934
国債	27,382,936	27,478,800	95,863
地方債	276,032	284,507	8,475
社債	1,193,664	1,207,260	13,595
その他	9,328,145	9,214,260	△113,885
外国株式	96,921	133,297	36,375
外国債券	7,650,290	7,693,635	43,345
その他	1,580,934	1,387,326	△193,607
合計	41,352,041	41,593,611	241,570

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品については、自社における合理的な見積りに基づく合理的に算定された価額によっております。

企業向け貸出債権を裏付資産とした証券化商品の合理的に算定された価額は、裏付資産を分析し、倒産確率、期限前償還率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、過去の市場実績等に基づいた流動性プレミアムを加味した利回りにより割り引いた価格と、外部業者（ブローカー又は情報ベンダー）より入手した価格の双方を勘案して算出しております。

なお、その他の証券化商品については、同種商品間の価格比較、同一銘柄の価格推移時系列比較、市場公表指標との整合分析等、定期的な状況確認を踏まえ、外部業者から入手する価格に基づく価額を合理的に算定された価額としております。

- 2 当行及び国内連結子会社は、市場価格又は合理的に算定された価額のある有価証券のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、当中間連結会計期間末において時価が取得原価まで回復する見込みがないと判断し、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理しております。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先

時価が取得原価に比べて30%以上下落

正常先

時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 3 評価差額のうち、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額は17,156百万円（費用）であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成21年9月30日現在）

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
外国債券	104
その他有価証券	
国内株式	285,792
社債	3,034,831
外国株式	59,283
外国債券	383,940

4 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価（112,356百万円）により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額(百万円)
その他(買入金銭債権)	106,841	112,464	△46,493

5 当中間連結会計期間前に保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額(百万円)
その他(買入金銭債権)	994,667	979,849	△78,982

(追加情報)

「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」（平成20年10月28日 企業会計基準委員会）に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間連結会計期間末において市場価格を時価とみなせない状態にあると考えられるため、当行は合理的に算定された価額による評価を行っております。

変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値及び過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割引引くことにより算定しております。

II 当中間連結会計期間末

※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、及び「買入金
 銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載して
 おります。

1 満期保有目的の債券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えるもの	債券	250,144	254,225	4,080
	国債	250,144	254,225	4,080
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	937,874	994,005	56,131
	外国債券	2,659	3,834	1,174
	その他	935,215	990,171	54,956
	小計	1,188,019	1,248,230	60,211
時価が中間連結 貸借対照表計上 額を超えないも の	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	80,434	79,678	△756
	外国債券	2,824	2,824	—
	その他	77,610	76,853	△756
	小計	80,434	79,678	△756
合計		1,268,454	1,327,909	59,454

2 その他有価証券(平成22年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超える もの	株式	1,293,292	870,865	422,426
	債券	35,523,482	35,196,314	327,168
	国債	32,271,174	32,031,500	239,673
	地方債	205,569	195,651	9,917
	社債	3,046,739	2,969,162	77,577
	その他	8,923,075	8,599,378	323,697
	外国株式	162,608	95,682	66,925
	外国債券	8,044,368	7,835,490	208,877
	その他	716,099	668,205	47,893
	小計	45,739,850	44,666,558	1,073,292
中間連結貸借対 照表計上額が取 得原価を超えな いもの	株式	1,470,578	1,969,608	△499,029
	債券	7,010,169	7,033,182	△23,013
	国債	6,299,949	6,305,454	△5,505
	地方債	—	—	—
	社債	710,220	727,728	△17,507
	その他	2,865,352	2,957,421	△92,068
	外国株式	98	101	△2
	外国債券	2,288,468	2,307,158	△18,690
	その他	576,786	650,162	△73,376
	小計	11,346,101	11,960,213	△614,112
合計		57,085,952	56,626,772	459,180

3 減損処理を行った有価証券

有価証券(売買目的有価証券を除く)で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、45,448百万円(うち、株式40,186百万円、債券その他5,262百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

Ⅲ 前連結会計年度末

※1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中の信託受益権等も含めて記載しております。

※2 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

1 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△1,827

2 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	債券	250,176	254,500	4,323
	国債	250,176	254,500	4,323
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	1,074,284	1,131,406	57,122
	外国債券	2,768	3,771	1,002
	その他	1,071,515	1,127,635	56,120
	小計	1,324,461	1,385,906	61,445
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	債券	—	—	—
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	86,692	86,549	△142
	外国債券	2,837	2,837	—
	その他	83,855	83,712	△142
	小計	86,692	86,549	△142
合計	1,411,153	1,472,456	61,302	

3 その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株式	2,155,896	1,442,861	713,035
	債券	19,038,063	18,882,472	155,591
	国債	15,624,478	15,526,186	98,291
	地方債	266,824	258,707	8,117
	社債	3,146,761	3,097,578	49,182
	その他	5,767,911	5,592,220	175,690
	外国株式	153,604	97,443	56,161
	外国債券	5,266,748	5,174,803	91,945
	その他	347,557	319,973	27,583
	小計	26,961,870	25,917,553	1,044,317
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株式	1,221,667	1,543,335	△321,668
	債券	20,338,083	20,389,283	△51,199
	国債	19,439,317	19,468,365	△29,047
	地方債	12,988	13,064	△75
	社債	885,777	907,853	△22,075
	その他	3,480,323	3,623,115	△142,792
	外国株式	4	5	△1
	外国債券	2,582,349	2,624,707	△42,358
	その他	897,969	998,402	△100,432
	小計	25,040,074	25,555,734	△515,660
合計		52,001,945	51,473,288	528,657

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	466,530	127,093	72,801
債券	46,051,500	102,003	34,554
国債	45,561,767	100,635	33,448
地方債	198,034	161	288
社債	291,698	1,206	817
その他	15,403,790	108,789	81,664
外国株式	46,676	3,642	10,622
外国債券	15,069,085	86,107	52,972
その他	288,028	19,040	18,069
合計	61,921,821	337,886	189,020

5 保有目的を変更した有価証券

一部の12月決算在外子会社において、米国財務会計基準審議会基準書第115号「特定の負債証券及び持分証券への投資の会計処理」に従い、平成21年2月28日に、従来、「その他有価証券」に区分していた証券化商品を時価(112,356百万円)により、「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。

この変更は、満期まで保有する能力と意思があることから、「満期保有目的の債券」に区分することがより適切であると判断したため、行ったものであります。

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額(百万円)
その他(買入金銭債権)	134,230	113,063	△41,975

6 当連結会計年度前に保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券 評価差額金の額(百万円)
その他(買入金銭債権)	1,007,126	972,327	△72,076

7 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、時価を把握することが極めて困難と認められるものも含め、64,179百万円(うち、株式28,439百万円、債券その他35,739百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断する基準は、予め定めている資産の自己査定基準に有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは、破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは、実質的に経営破綻に陥っている発行会社、破綻懸念先とは、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる発行会社であります。要注意先とは、今後の管理に注意を要する発行会社であります。正常先とは、上記破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	215,902	216,597	694

(注) 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

II 当中間連結会計期間末

運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	206,586	205,957	629	631	2

(注) 「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	42,573	44

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	223,250	222,758	492	492	0

(注) 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	93,081
その他有価証券	266,715
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	694
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△174,328
繰延税金負債	△74,701
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	18,380
少数株主持分相当額	14,760
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△13,740
その他有価証券評価差額金	19,400

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額17,156百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額7,988百万円(益)を含めております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	346,374
その他有価証券	482,814
運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託	629
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△137,069
繰延税金負債	△199,617
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	146,756
少数株主持分相当額	14,923
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△14,102
その他有価証券評価差額金	147,577

(注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額18,518百万円(費用)を除いております。
2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,115百万円(益)を含めております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	394,404
その他有価証券	554,785
その他の金銭の信託	492
「その他有価証券」から「満期保有目的の債券」の区分に変更した有価証券	△160,872
繰延税金負債	△166,444
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	227,960
少数株主持分相当額	14,679
持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	△15,651
その他有価証券評価差額金	226,987

- (注) 1 評価差額からは、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額20,220百万円(費用)を除いております。
- 2 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額5,908百万円(益)を含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	5,187,517	123	123
	金利オプション	18,791,868	1,922	686
店頭	金利先渡契約	1,591,123	△301	△301
	金利スワップ	361,387,104	271,685	271,685
	スワップション	14,161,361	4,327	6,447
	その他	4,317,223	3,435	5,725
	合計	—	281,191	284,366

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第24号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	17,333	△3	△3
店頭	通貨スワップ	29,459,289	△137,388	△137,388
	為替予約	45,530,101	△108,790	△108,790
	通貨オプション	21,972,327	339,872	433,361
	合計	—	93,689	187,178

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、業種別監査委員会報告第25号等に基づきヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	有価証券店頭オプション	14,231	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	889,117	396	396
	債券先物オプション	210,655	133	△65
	合計	—	530	331

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	433,290	4,730	4,730
	商品オプション	214,354	—	7
	合計	—	4,730	4,738

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・オプション	8,554,084	10,832	10,832

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(7) その他(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・デリバティブ	29	—	—

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

II 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	売建	569,077	100,767	△374	△374
		買建	1,152,343	206,030	1,439	1,439
	金利 オプション	売建	2,022,149	—	△691	411
		買建	2,395,987	—	746	△554
店頭	金利先渡 契約	売建	621,441	—	66	66
		買建	460,926	—	△61	△61
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	141,549,282	98,696,107	5,027,275	5,027,275
		受取変動・ 支払固定	138,567,373	97,773,383	△4,831,453	△4,831,453
		受取変動・ 支払変動	28,373,023	21,741,634	△68,487	△68,487
		受取固定・ 支払固定	366,802	333,303	△31,402	△31,402
	金利 スワップ ション	売建	6,323,016	3,950,187	△136,182	△116,959
		買建	5,249,839	3,298,544	126,492	110,100
	その他	売建	1,945,238	1,383,205	△6,995	△3,724
		買建	1,319,738	832,134	8,342	6,737
合計			—	—	88,711	93,012

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	売建	19,895	—	△60	△60
		買建	9,880	—	4	4
店頭	通貨スワップ	—	24,108,008	19,549,873	△156,658	△156,658
	為替予約	売建	18,327,442	222,655	346,988	346,988
		買建	35,664,563	972,474	△602,202	△602,202
	通貨オプション	売建	7,911,992	4,348,878	△382,560	40,292
		買建	7,711,720	4,277,590	712,828	358,984
合計			—	—	△81,660	△12,651

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	有価証券店頭 オプション	売建	31,068	31,068	△1,646	△262
		買建	31,068	31,068	1,646	262
合計			—	—	—	—

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	売建	1,117,306	—	△2,663	△2,663
		買建	544,048	—	1,895	1,895
	債券先物 オプション	売建	136,837	—	△356	24
		買建	80,200	—	528	△38
合計			—	—	△595	△781

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	176,947	127,380	△46,024	△46,024
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	209,261	156,887	48,351	48,351
	商品 オプション	売建	86,759	68,073	△5,909	△5,883
		買建	86,758	68,073	5,909	5,883
合計			—	—	2,326	2,326

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	2,234,886	1,042,969	△612	△612
		買建	2,740,739	1,220,197	2,596	2,596
合計			—	—	1,984	1,984

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成22年9月30日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	5	—	△1	1
		買建	—	—	—	—
合計			—	—	△1	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	金利先物	売建	821,481	325,735	△178	△178
		買建	1,284,520	364,181	1,402	1,402
	金利 オプション	売建	3,645,623	—	△1,409	△8
		買建	3,163,366	—	1,415	△343
店頭	金利先渡 契約	売建	1,611,266	—	16	16
		買建	1,661,415	—	△72	△72
	金利 スワップ	受取固定・ 支払変動	152,837,664	109,558,043	3,926,511	3,926,511
		受取変動・ 支払固定	153,633,702	109,677,738	△3,714,965	△3,714,965
		受取変動・ 支払変動	27,797,396	20,543,675	△78,598	△78,598
		受取固定・ 支払固定	363,860	331,627	△1,286	△1,286
	金利 スワップ ション	売建	7,019,308	4,373,317	△106,342	△77,729
		買建	5,974,967	3,665,579	108,879	84,556
	その他	売建	1,946,756	1,457,652	△10,071	△5,408
		買建	1,609,023	1,075,405	10,425	8,441
合計			—	—	135,727	142,338

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	通貨先物	売建	23,621	—	147	147
		買建	11,292	—	△18	△18
店頭	通貨スワップ	—	27,239,544	22,360,903	△175,147	△175,147
	為替予約	売建	17,044,362	249,908	△10,652	△10,652
		買建	34,788,525	910,610	△63,069	△63,069
	通貨オプション	売建	9,448,228	5,029,829	△448,818	30,570
		買建	9,049,860	4,863,275	659,212	267,839
合計			—	—	△38,347	49,668

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	有価証券店頭 オプション	売建	11,713	11,713	△1,301	△519
		買建	11,713	11,713	1,301	519
合計			—	—	—	—

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品 取引所	債券先物	売建	627,022	—	677	677
		買建	580,592	—	△595	△595
	債券先物 オプション	売建	159,039	—	△314	60
		買建	165,731	—	730	2
合計			—	—	496	144

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品 スワップ	商品指数変化率 受取・短期変動 金利支払	200,611	134,594	△59,076	△59,076
		短期変動金利 受取・商品指数 変化率支払	224,307	165,588	63,256	63,256
	商品 オプション	売建	84,461	46,485	△6,060	△5,944
		買建	84,461	46,485	6,060	5,952
合計			—	—	4,179	4,187

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

3 商品は主に石油に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・ デフォルト・ オプション	売建	3,221,430	1,943,322	△6,561	△6,561
		買建	3,817,308	2,269,999	8,371	8,371
合計			—	—	1,810	1,810

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) その他(平成22年3月31日現在)

区分	種類		契約額等(百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	ウェザー・ デリバティブ	売建	19	—	△1	△0
		買建	14	—	1	1
合計			—	—	—	1

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類		主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ	受取固定・支払変動	貸出金、預金等の有利息の金融資産・負債	12,740,888	4,892,903	257,459
		受取変動・支払固定		2,630,086	1,445,014	△55,243
		受取変動・支払変動		20,000	20,000	1,138
	金利先物			2,047,073	198,685	879
	その他			534,180	414,450	8,675
金利スワップの特例処理	金利スワップ	受取変動・支払固定	借入金	918	336	(注) 3
合計			—	—	—	212,910

(注) 1 業種別監査委員会報告第24号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

取引所取引については、東京金融取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引については、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている借入金と一体として処理されているため、その時価は「(金融商品関係)」の当該借入金の時価に含めて記載しております。

(2) 通貨関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類		主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ		外貨建の貸出金、有価証券、預金等	5,064,331	1,070,863	67,127
	為替予約			413,856	—	27,563
合計			—	—	—	94,691

(注) 1 業種別監査委員会報告第25号等に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年3月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	債券店頭オプション	その他有価証券(債券)	3,220,000	—	2,343

(注) 時価の算定

オプション価格計算モデル等により算定しております。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

該当事項はありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当事項はありません。

III 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

連結子会社(カブドットコム証券株式会社)

(1) スtock・オプションの内容

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数 (名)(注)3	同社取締役 1名 同社従業員 36名	同社取締役 1名 同社監査役 1名 同社従業員 4名	同社取締役 1名 同社執行役 1名 同社従業員 31名
株式の種類別のストック・ オプションの数(注)1、 2	同社普通株式 12,861株	同社普通株式 1,854株	同社普通株式 4,314株
付与日	平成15年12月31日	平成16年4月30日	平成18年3月31日
権利確定条件	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。	新株予約権の割当を受けた 者は、権利行使時において も同社の取締役、執行役又 は従業員の地位にあること を要する。
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自 平成18年1月1日 至 平成22年12月31日	自 平成18年5月1日 至 平成22年12月31日	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月30日

(注) 1 同社の株式数に換算して記載しております。

2 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

3 平成16年ストック・オプションの付与対象者である同社の監査役1名は、平成16年6月22日開催の同社株主総会において同社の監査役を退任し、同社の取締役就任しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	—	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	378	171	3,201
権利確定	—	—	—
権利行使	—	63	—
失効	—	—	51
未行使残	378	108	3,150

②単価情報

	平成15年 ストック・オプション	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格（円）	15,000	22,366	327,022
行使時平均株価（円） （注）1	—	116,000	—
付与日における公正な 評価単価（注）2	—	—	—

（注）1 平成15年ストック・オプション及び平成16年ストック・オプションについては、平成16年9月28日及び平成17年7月20日それぞれにおいて、同社は1株を3株とする株式分割を実施しているため、権利行使価格は分割後の数値によっております。なお、「行使時平均株価」は行使時の同社の平均株価であります。

2 会社法の施行前に付与されたストック・オプションであるため、記載しておりません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,754,566	56,589	1,811,156	—	1,811,156
(2) セグメント間の内部 経常収益	6,692	3,984	10,676	(10,676)	—
計	1,761,259	60,573	1,821,833	(10,676)	1,811,156
経常費用	1,632,484	49,719	1,682,204	(13,233)	1,668,970
経常利益	128,774	10,854	139,629	2,556	142,185

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	3,415,858	99,928	3,515,787	—	3,515,787
(2) セグメント間の 内部経常収益	13,832	4,561	18,393	(18,393)	—
計	3,429,690	104,489	3,534,180	(18,393)	3,515,787
経常費用	2,992,546	93,291	3,085,838	(28,336)	3,057,501
経常利益	437,144	11,198	448,342	9,943	458,286
II 資産、減価償却費 及び資本的支出					
資産	164,533,815	1,086,344	165,620,160	(524,982)	165,095,177
減価償却費	141,165	9,963	151,129	—	151,129
資本的支出	163,003	45,731	208,735	—	208,735

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2 その他には、クレジットカード業、証券業、リース業等が属しております。
3 金融商品に関する会計基準
当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。
これにより、従来の方によった場合と比較して、経常費用は「銀行業」で7,875百万円増加し、経常利益は「銀行業」で同額減少し、資産は「銀行業」で33,486百万円増加しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	1,295,135	276,735	6,410	98,940	133,935	1,811,156	—	1,811,156
(2) セグメント間の 内部経常収益	32,513	13,793	46,145	16,778	18,193	127,423	(127,423)	—
計	1,327,648	290,528	52,555	115,718	152,128	1,938,580	(127,423)	1,811,156
経常費用	1,263,114	324,605	24,053	86,649	102,042	1,808,465	(131,494)	1,668,970
経常利益 (△は経常損失)	64,534	△34,076	28,501	29,069	50,085	138,115	4,070	142,185

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	日本 (百万円)	北米 (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益								
(1) 外部顧客に 対する経常収益	2,550,242	524,694	19,124	171,771	249,954	3,515,787	—	3,515,787
(2) セグメント間の 内部経常収益	49,417	28,442	90,271	25,011	28,035	221,178	(221,178)	—
計	2,599,660	553,136	109,396	196,782	277,989	3,736,965	(221,178)	3,515,787
経常費用	2,322,456	554,252	43,060	189,248	172,691	3,281,709	(224,207)	3,057,501
経常利益 (△は経常損失)	277,204	△1,115	66,335	7,534	105,298	455,256	3,029	458,286
II 資産	142,675,940	19,302,119	3,907,232	9,748,080	11,654,680	187,288,052	(22,192,874)	165,095,177

(注) 1 当行の本支店及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 北米には、米国、カナダが属しております。中南米にはカリブ海地域、ブラジル等が属しております。欧州・中近東には英国、ドイツ、オランダ等が属しております。アジア・オセアニアには香港、シンガポール、中国等が属しております。

3 金融商品に関する会計基準

当連結会計年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。

これにより、従来の方によった場合と比較して、経常費用は「日本」で7,875百万円増加し、経常利益は「日本」で同額減少し、資産は「日本」で30,704百万円、「欧州・中近東」で419百万円、「アジア・オセアニア」で2,362百万円それぞれ増加しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	516,021
II 連結経常収益	1,811,156
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	28.49

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	金額(百万円)
I 海外経常収益	965,544
II 連結経常収益	3,515,787
III 海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	27.46

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 2 海外経常収益は、当行の海外店取引及び海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 報告セグメントの概要

当行の報告セグメントは、最高意思決定機関である取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行は、顧客特性・業務特性に応じて事業部門を設置しており、各事業部門は対象の顧客・業務について、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。従って、当行は、顧客・業務別のセグメントから構成されており、「リテール部門」「法人部門」「国際部門」「市場部門」及び「その他部門」を報告セグメントとしております。

リテール部門	： 国内の個人に対する金融サービスの提供
法人部門	： 国内の企業に対する金融サービスの提供
国際部門	： 海外の個人・企業に対する金融サービスの提供
市場部門	： 為替・資金・証券の対顧客・対市場取引及び流動性管理・資金繰り管理
その他部門	： 決済・カストディ業務、出資金収支、部門間調整 等

2 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結の範囲を除き、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。連結の範囲は主要な子会社を対象としております。計数は内部取引消去等連結調整前の行内管理ベースとなっております。複数のセグメントに跨る収益・費用の計上方法は、市場実勢価格をベースとした行内管理会計基準に基づいております。

3 報告セグメントごとの業務粗利益及び営業純益の金額に関する情報

	リテール部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC	市場部門 (百万円)	その他部門 (百万円)	合計 (百万円)
				(百万円)			
業務粗利益	335,697	348,867	286,824	141,220	332,175	△19,419	1,284,145
単体	283,440	335,425	115,245	—	330,505	△26,464	1,038,151
金利収支	238,939	192,194	61,231	—	124,688	△4,448	612,604
非金利収支	44,500	143,231	54,014	—	205,816	△22,015	425,546
子会社	52,257	13,442	171,578	141,220	1,670	7,045	245,993
経費	237,869	171,955	177,746	90,994	21,718	57,497	666,786
営業純益	97,827	176,912	109,078	50,225	310,457	△76,916	617,359

- (注) 1 一般企業の売上高に代えて、業務粗利益を記載しております。
 2 業務粗利益には、資金運用収支、役員取引等収支、特定取引収支及びその他業務収支を含んでおります。
 3 経費には、人件費及び物件費を含んでおります。
 4 当行は、内部管理上、資産(又は負債)をセグメントに配分していないため、報告セグメント別の資産(又は負債)を記載していません。
 5 UNBC (UnionBanCal Corporation) は、米国Union Bank, N.A. を子会社として保有する銀行持株会社であります。

4 報告セグメント合計額と中間連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

営業純益	金額(百万円)
報告セグメント計	617,359
報告セグメント対象外の連結子会社の業務純益	31,969
一般貸倒引当金繰入額	6,079
与信関係費用	△117,437
株式等関係損益	△35,085
持分法による投資損益	△7,544
退職給付費用のうち数理計算上の差異の費用処理額	△17,440
その他	3,646
中間連結損益計算書の経常利益	481,546

- (注) 1 与信関係費用には、貸出金償却及び個別貸倒引当金繰入額を含んでおります。
 2 株式等関係損益には、株式等売却損益及び株式等償却を含んでおります。

(追加情報)

当中間連結会計期間から企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（平成21年3月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第20号「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（平成20年3月21日 企業会計基準委員会）を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 サービスごとの情報

	銀行業 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)
外部顧客に対する 経常収益	1,608,415	47,098	1,655,514

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 地域ごとの情報

(1) 経常収益

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
1,246,606	231,146	2,804	5,888	64,587	104,480	1,655,514

(注) 1 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2 経常収益は、当行の本支店及び連結子会社の所在地を基礎として、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

日本 (百万円)	米国 (百万円)	北米 (除米国) (百万円)	中南米 (百万円)	欧州・ 中近東 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	合計 (百万円)
889,415	185,123	74	612	4,657	5,835	1,085,720

3 主要な顧客ごとの情報

該当ありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

固定資産の減損損失は、報告セグメントに配分しておりません。当該減損損失は2,936百万円でありま
す。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

	リテール 部門 (百万円)	法人部門 (百万円)	国際部門 (百万円)	UNBC	市場部門 (百万円)	その他 部門 (百万円)	合計 (百万円)
				(百万円)			
当中間期償却額	1,499	0	6,966	6,966	—	—	8,466
当中間期末残高	25,327	2	245,651	245,651	—	—	270,981

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

(共通支配下の取引等関係)

当行の連結子会社である三菱UFJ住宅ローン保証株式会社は、平成21年7月21日、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であるアコム株式会社と吸収分割契約を締結し、同年9月1日、無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割し、アコム株式会社へ承継いたしました。当該吸収分割は共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 分割会社

三菱UFJ住宅ローン保証株式会社

② 承継会社

アコム株式会社

③ 事業の内容

当行が販売する無担保カードローンの会員から委託を受けて保証する信用保証事業

(2) 事業分離の法的形式

吸収分割

(3) 取引の目的を含む取引の概要

平成20年9月8日に、当行、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びアコム株式会社との間で合意した「アコムと三菱UFJフィナンシャル・グループおよび三菱東京UFJ銀行の業務・資本提携の更なる強化について」に基づく、MUFJグループのコンシューマーファイナンス事業の競争力強化に向けた機能再編の一環として行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、事業分離における移転利益が発生しております。

分離した信用保証事業に係る保証債務の金額	188,234百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円
(内訳)	
会社分割譲渡対価	4,682百万円
貸倒引当金取崩	6,161百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

企業結合等関係について記載すべき重要なものはありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

(共通支配下の取引等関係)

当行の連結子会社である三菱UFJ住宅ローン保証株式会社は、平成21年7月21日、当行の親会社で銀行持株会社の株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社であるアコム株式会社と吸収分割契約を締結し、同年9月1日、無担保カードローンの信用保証に関する事業を会社分割し、アコム株式会社へ承継いたしました。当該吸収分割は共通支配下の取引等に該当する事業分離であり、その概要は次のとおりであります。

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、事業分離の法的形式並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

① 分割会社

三菱UFJ住宅ローン保証株式会社

② 承継会社

アコム株式会社

③ 事業の内容

当行が販売する無担保カードローンの会員から委託を受けて保証する信用保証事業

(2) 事業分離の法的形式

吸収分割

(3) 取引の目的を含む取引の概要

平成20年9月8日に、当行、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びアコム株式会社との間で合意した「アコムと三菱UFJフィナンシャル・グループおよび三菱東京UFJ銀行の業務・資本提携の更なる強化について」に基づく、MUFJグループのコンシューマーファイナンス事業の競争力強化に向けた機能再編の一環として行ったものであります。

2. 実施した会計処理の概要

企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(平成17年12月27日 企業会計基準委員会)に規定する会計処理を適用した結果、事業分離における移転利益が発生しております。

分離した信用保証事業に係る保証債務の金額	188,234百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円
(内訳)	
会社分割譲渡対価	4,682百万円
貸倒引当金取崩	6,161百万円
事業分離における移転利益	10,843百万円

(子会社の企業結合)

当行の連結子会社である株式会社泉州銀行(以下「泉州銀行」という)と持分法非適用の関連会社である株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という)は、平成21年5月25日に、当行、泉州銀行及び池田銀行の3行の間で締結した「経営統合契約書」に基づき、平成21年10月1日に共同株式移転により、株式会社池田泉州ホールディングスを設立し、両行は株式会社池田泉州ホールディングスの完全子会社となりました。この結果、泉州銀行は当行の連結範囲から除外されております。

1. 各結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合を行った主な理由、企業結合日、企業結合の法的形式並びに結合後企業の名称

(1) 各結合当事企業の名称及びその事業の内容

池田銀行（普通銀行業務） 泉州銀行（普通銀行業務）

(2) 企業結合を行った主な理由

両行は、関西地域における代表的な独立系の金融グループとして最良の地域金融機関となることを目的に、本件経営統合を行いました。池田銀行、泉州銀行及び共同持株会社で構成される新金融グループは、地域金融機関としての公共性に鑑み、経営基盤の拡大、発展を通じて地域金融の安定化と地域経済の健全な発展を図るとともに、経営の独立性を確保し、地域顧客の利便性、サービス及び内部管理体制の質的向上を目指します。

(3) 企業結合日

平成21年10月1日

(4) 企業結合の法的形式

株式移転

(5) 結合後企業の名称

株式会社池田泉州ホールディングス

2. 実施した会計処理の概要

企業会計基準第7号「事業分離等に関する会計基準」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）及び企業会計基準適用指針第10号「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（平成17年12月27日 企業会計基準委員会）に規定する会計処理を適用した結果、のれん相当額及び持分変動利益が発生しております。

(1) 発生したのれん相当額の金額 24,875百万円

(2) 発生原因 池田銀行に対して投資したとみなされる額と、これに対応する企業結合時の池田銀行の時価純資産額との差額による。

(3) 償却方法及び償却期間 20年間で均等償却

(4) 持分変動利益の金額 10,431百万円

3. 連結財務諸表における事業の種類別セグメントにおいて、泉州銀行が含まれていた事業区分の名称
銀行業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている泉州銀行に係る損益の概算額

経常収益	26,320百万円
経常費用	25,341百万円
経常利益	978百万円

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 530円98銭 1株当たり中間純利益金額 10円21銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 10円21銭	1株当たり純資産額 579円63銭 1株当たり中間純利益金額 25円47銭 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 25円47銭	1株当たり純資産額 574円78銭 1株当たり当期純利益金額 30円16銭 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 30円16銭
(注) 1. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1. 1株当たり中間純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
1株当たり中間純利益金額 中間純利益 122,722百万円 普通株主に帰属しない金額 12,075百万円 うち優先配当額 12,075百万円 普通株式に係る中間純利益 110,646百万円 普通株式の中間期中平均株式数 10,833,384千株	1株当たり中間純利益金額 中間純利益 323,653百万円 普通株主に帰属しない金額 9,075百万円 うち優先配当額 9,075百万円 普通株式に係る中間純利益 314,578百万円 普通株式の中間期中平均株式数 12,350,038千株	1株当たり当期純利益金額 当期純利益 362,886百万円 普通株主に帰属しない金額 24,353百万円 うち優先配当額 24,353百万円 普通株式に係る当期純利益 338,532百万円 普通株式の期中平均株式数 11,223,974千株
潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 △0百万円 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成21年9月末現在個数 1,067個	潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 中間純利益調整額 △0百万円 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 1,636円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成22年9月末現在個数 834個	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 当期純利益調整額 △0百万円 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要 連結子会社の発行する新株予約権 カブドットコム証券株式会社 平成18年ストック・オプション ・付与日 平成18年3月31日 ・行使期限 平成24年6月30日 ・権利行使価格 327,022円 ・当初付与個数 1,438個 ・平成22年3月末現在個数 1,050個

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。	2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
純資産の部の合計額 8,011,306百万円	純資産の部の合計額 9,097,354百万円	純資産の部の合計額 9,300,572百万円
純資産の部の合計額から控除する金 2,258,923百万円	純資産の部の合計額から控除する金 1,938,842百万円	純資産の部の合計額から控除する金 2,201,900百万円
うち少数株主持分 1,601,147百万円	うち少数株主持分 1,534,067百万円	うち少数株主持分 1,543,922百万円
うち優先株式 645,700百万円	うち優先株式 395,700百万円	うち優先株式 645,700百万円
うち優先配当額 12,075百万円	うち優先配当額 9,075百万円	うち優先配当額 12,278百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額 5,752,383百万円	普通株式に係る中間期末の純資産額 7,158,511百万円	普通株式に係る年度末の純資産額 7,098,671百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 10,833,384千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末の普通株式の数 12,350,038千株	1株当たり純資産額の算定に用いられた年度末の普通株式の数 12,350,038千株

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																
<p>当行の連結子会社である泉州銀行(以下「泉州銀行」という)と持分法非適用の関連会社である株式会社池田銀行(以下「池田銀行」という)は、平成21年5月25日に当行、泉州銀行及び池田銀行の3行の間で締結した「経営統合契約書」に基づき、平成21年10月1日に共同株式移転により、株式会社池田泉州ホールディングス(以下「池田泉州ホールディングス」という)を設立し、両行は池田泉州ホールディングスの完全子会社となりました。</p> <p>共同株式移転の結果、池田泉州ホールディングス設立時における当行の同社に対する議決権所有割合は42%でしたが、当行は泉州銀行、池田銀行及び池田泉州ホールディングスで構成される新金融グループにおける経営の独立性を尊重するため、当行が保有する池田泉州ホールディングスの普通株式の一部について処分を進めており、遅くとも平成26年9月末までに池田泉州ホールディングスが当行の関係会社ではなくなることを予定しております。</p> <p>なお、本共同株式移転に伴い、泉州銀行に対する持分比率が低下し、池田銀行に対する持分比率が上昇することに伴う、当行の連結財務諸表に与える影響については現時点では未定であります。</p> <p>池田泉州ホールディングスの概要は、以下のとおりであります。</p> <p>(1) 名称 株式会社池田泉州ホールディングス (英文名称: Senshu Ikeda Holdings, Inc.)</p> <p>(2) 代表者 代表取締役会長 吉田 憲正 代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者) 服部 盛隆</p> <p>(3) 本社 大阪府大阪市北区茶屋町18番14号(大阪梅田池銀ビル)</p> <p>(4) 事業の内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに付帯関連する一切の事業</p> <p>(5) 資本金 500億円</p>	<p>優先出資証券の償還</p> <p>当行は、平成22年11月15日開催の取締役会において、以下のとおり、当行の連結子会社であるBTMU Preferred Capital Limitedの発行した以下の優先出資証券について、全額償還されることを承認する決議をいたしました。</p> <p>(1)対象となる優先出資証券の概要</p> <table border="1" data-bbox="614 521 1016 1176"> <tr> <td>発行体</td> <td>BTMU Preferred Capital Limited</td> </tr> <tr> <td>発行証券の種類</td> <td>シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。</td> </tr> <tr> <td>償還期限</td> <td>永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができ。</td> </tr> <tr> <td>配当</td> <td>非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される)。</td> </tr> <tr> <td>発行総額</td> <td>1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)</td> </tr> <tr> <td>払込日</td> <td>平成17年8月24日</td> </tr> <tr> <td>償還対象総額</td> <td>1,650億円</td> </tr> <tr> <td>償還金額</td> <td>1口当たり10,000,000円</td> </tr> </table> <p>(2)償還予定日 平成23年1月25日</p>	発行体	BTMU Preferred Capital Limited	発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。	償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができ。	配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される)。	発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)	払込日	平成17年8月24日	償還対象総額	1,650億円	償還金額	1口当たり10,000,000円	<p>優先株式の取得について</p> <p>当行は平成22年2月24日開催の取締役会において、当行発行の第一回第二種優先株式の全部(1億株)につき、資本政策の一環として、当行定款第16条第1項の取得条項に基づき、定款所定の金銭(1株につき2,500円、総額2,500億円)の交付と引き換えに取得を行うこと並びに当該取得の効力発生日を平成22年4月1日とすることを決議しております。</p> <p>上記決議に基づき、当行は平成22年4月1日付けで第一回第二種優先株式の全部を取得しております。</p>
発行体	BTMU Preferred Capital Limited																	
発行証券の種類	シリーズ1 非累積型・固定/変動配当・優先出資証券 本優先出資証券の所有者は、当行の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求優先権を有する。																	
償還期限	永久 ただし、平成23年1月以降の配当支払日に、発行体はその裁量により、本優先出資証券の全部または一部を償還することができ。																	
配当	非累積型・固定/変動配当 当初10年間は固定配当(ただし、平成28年1月以降の配当計算期間については、変動配当が適用されるとともに、ステップアップ配当が付与される)。																	
発行総額	1,650億円(1口当たり発行価額10,000,000円)																	
払込日	平成17年8月24日																	
償還対象総額	1,650億円																	
償還金額	1口当たり10,000,000円																	

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

① 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部			
現金預け金	※7 5,529,701	※7 5,451,438	※7 5,533,893
コールローン	206,137	113,256	204,167
買現先勘定	※2 122,326	※2 512,778	※2 381,253
債券貸借取引支払保証金	※2 4,402,828	※2 1,626,265	※2 4,827,881
買入金銭債権	※7 2,539,100	※7 2,071,656	※7 2,295,765
特定取引資産	※7 9,266,130	※7 7,797,875	※7 7,556,066
金銭の信託	27,550	51,604	42,573
有価証券	※1, ※2, ※7, ※15 46,165,485	※1, ※2, ※7, ※15 57,300,150	※1, ※2, ※7, ※15 52,068,380
投資損失引当金	△88,197	△56,627	△56,627
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 69,443,777	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 63,649,511	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8 69,106,624
外国為替	※2 941,761	※2 1,101,217	※2 1,042,933
その他資産	4,040,702	4,919,230	3,783,574
有形固定資産	※9, ※14 903,018	※9, ※14 880,870	※9, ※10, ※14 886,516
無形固定資産	306,431	307,415	306,339
繰延税金資産	681,237	385,932	507,267
支払承諾見返	※15 6,121,701	※15 5,428,538	※15 6,160,690
貸倒引当金	△663,122	△658,146	△722,486
資産の部合計	149,946,570	150,882,968	153,924,815
負債の部			
預金	100,488,998	103,260,413	103,976,222
譲渡性預金	7,988,427	9,094,980	9,604,478
コールマネー	※7 1,602,579	※7 1,149,864	※7 1,075,399
売現先勘定	※7 6,253,373	※7 5,559,767	※7 4,713,556
債券貸借取引受入担保金	※7 2,332,669	※7 526,493	※7 2,670,935
特定取引負債	5,226,429	5,879,785	4,877,129
借入金	※2, ※7, ※11 4,967,154	※2, ※7, ※11 4,932,709	※2, ※7, ※11 5,159,050
外国為替	※2 899,537	※2 741,789	※2 743,188
社債	※12 3,914,160	※12 3,947,868	※12 4,136,930
その他負債	3,687,165	2,756,562	2,990,850
未払法人税等	13,296	15,140	20,492
リース債務	2,687	4,474	3,680
資産除去債務	—	20,398	—
その他の負債	3,671,181	2,716,549	2,966,677
賞与引当金	16,355	16,821	17,003
役員賞与引当金	46	46	140
退職給付引当金	12,087	12,269	12,413
ポイント引当金	896	1,102	739
偶発損失引当金	38,116	38,399	44,001
特別法上の引当金	※13 31	※13 31	31
再評価に係る繰延税金負債	※14 185,330	※14 181,393	※14 182,300
支払承諾	※7, ※15 6,121,701	※7, ※15 5,428,538	※7, ※15 6,160,690
負債の部合計	143,735,061	143,528,838	146,365,062

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
純資産の部			
資本金	1,196,295	1,711,958	1,711,958
資本剰余金	3,362,612	3,878,275	3,878,275
資本準備金	1,196,295	1,711,958	1,711,958
その他資本剰余金	2,166,317	2,166,317	2,166,317
利益剰余金	1,245,953	1,517,916	1,379,041
利益準備金	190,044	190,044	190,044
その他利益剰余金	1,055,908	1,327,872	1,188,997
行員退職手当基金	2,432	2,432	2,432
別途積立金	718,196	718,196	718,196
繰越利益剰余金	335,279	607,243	468,368
自己株式	—	△250,000	—
株主資本合計	5,804,861	6,858,150	6,969,275
その他有価証券評価差額金	61,970	164,453	260,775
繰延ヘッジ損益	122,768	113,102	112,231
土地再評価差額金	※14 221,907	※14 218,424	※14 217,470
評価・換算差額等合計	406,647	495,980	590,477
純資産の部合計	6,211,509	7,354,130	7,559,752
負債及び純資産の部合計	149,946,570	150,882,968	153,924,815

②【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
経常収益	1,486,004	1,389,980	2,916,427
資金運用収益	934,239	811,698	1,791,691
(うち貸出金利息)	607,883	507,579	1,153,280
(うち有価証券利息配当金)	193,686	204,605	387,349
役務取引等収益	264,884	249,619	526,339
特定取引収益	77,489	66,318	110,643
その他業務収益	153,984	207,591	314,389
その他経常収益	※1 55,406	※1 54,753	173,363
経常費用	1,360,971	995,579	2,508,601
資金調達費用	269,257	191,838	483,697
(うち預金利息)	107,789	70,605	190,480
役務取引等費用	66,982	68,630	134,614
その他業務費用	176,454	29,351	249,239
営業経費	※2 544,979	※2 523,206	1,080,498
その他経常費用	※3 303,297	※3 182,552	560,551
経常利益	125,032	394,401	407,826
特別利益	28,134	21,838	※4 85,848
特別損失	15,842	21,269	※5 33,566
税引前中間純利益	137,324	394,971	460,108
法人税、住民税及び事業税	20,252	16,031	42,031
法人税等還付税額	△6,328	—	△8,712
法人税等調整額	△7,364	96,619	84,121
法人税等合計	6,559	112,650	117,440
中間純利益	130,765	282,320	342,667

③【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	1,196,295	1,711,958	1,196,295
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
当中間期変動額合計	—	—	515,662
当中間期末残高	1,196,295	1,711,958	1,711,958
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	1,196,295	1,711,958	1,196,295
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
当中間期変動額合計	—	—	515,662
当中間期末残高	1,196,295	1,711,958	1,711,958
その他資本剰余金			
前期末残高	2,166,317	2,166,317	2,166,317
当中間期末残高	2,166,317	2,166,317	2,166,317
資本剰余金合計			
前期末残高	3,362,612	3,878,275	3,362,612
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	515,662
当中間期変動額合計	—	—	515,662
当中間期末残高	3,362,612	3,878,275	3,878,275
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	190,044	190,044	190,044
当中間期末残高	190,044	190,044	190,044
その他利益剰余金			
行員退職手当基金			
前期末残高	2,432	2,432	2,432
当中間期末残高	2,432	2,432	2,432
別途積立金			
前期末残高	718,196	718,196	718,196
当中間期末残高	718,196	718,196	718,196
繰越利益剰余金			
前期末残高	274,170	468,368	274,170
当中間期変動額			
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	130,765	282,320	342,667
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
当中間期変動額合計	61,109	138,874	194,197
当中間期末残高	335,279	607,243	468,368
利益剰余金合計			
前期末残高	1,184,843	1,379,041	1,184,843
当中間期変動額			
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	130,765	282,320	342,667
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
当中間期変動額合計	61,109	138,874	194,197
当中間期末残高	1,245,953	1,517,916	1,379,041

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
自己株式			
前期末残高	—	—	—
当中間期変動額			
自己株式の取得	—	△250,000	—
当中間期変動額合計	—	△250,000	—
当中間期末残高	—	△250,000	—
株主資本合計			
前期末残高	5,743,752	6,969,275	5,743,752
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,031,324
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	130,765	282,320	342,667
自己株式の取得	—	△250,000	—
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
当中間期変動額合計	61,109	△111,125	1,225,522
当中間期末残高	5,804,861	6,858,150	6,969,275
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△655,202	260,775	△655,202
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	717,173	△96,321	915,978
当中間期変動額合計	717,173	△96,321	915,978
当中間期末残高	61,970	164,453	260,775
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	123,516	112,231	123,516
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△747	870	△11,284
当中間期変動額合計	△747	870	△11,284
当中間期末残高	122,768	113,102	112,231
土地再評価差額金			
前期末残高	224,212	217,470	224,212
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△2,304	953	△6,742
当中間期変動額合計	△2,304	953	△6,742
当中間期末残高	221,907	218,424	217,470
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△307,473	590,477	△307,473
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	714,120	△94,497	897,951
当中間期変動額合計	714,120	△94,497	897,951
当中間期末残高	406,647	495,980	590,477

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月 30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月 31日)
純資産合計			
前期末残高	5,436,278	7,559,752	5,436,278
当中間期変動額			
新株の発行	—	—	1,031,324
剰余金の配当	△71,960	△142,491	△155,211
中間純利益	130,765	282,320	342,667
自己株式の取得	—	△250,000	—
土地再評価差額金の取崩	2,304	△953	6,742
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	714,120	△94,497	897,951
当中間期変動額合計	775,230	△205,622	2,123,474
当中間期末残高	6,211,509	7,354,130	7,559,752

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益(利息、売却損益及び評価損益)を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、時価法により行っております。</p>
2 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>「有価証券」に含まれる変動利付国債は、実務対応報告第25号「金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い」(平成20年10月28日 企業会計基準委員会)に従い、昨今の市場環境を踏まえた検討の結果、当中間会計期間末において市場価格</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、組込デリバティブを一体処理したことにより損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>を時価とみなせない状態にあると考えられるため、合理的に算定された価額による評価を行っております。</p> <p>変動利付国債の合理的に算定された価額は、国債の利回り等から見積もった将来キャッシュ・フローを、同利回りに基づく割引率に、内包されるオプション価値および過去の市場実績に基づいた流動性プレミアムを考慮して割り引くことにより算定しております。</p>		
	<p>(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1及び2(1)と同じ方法により行っております。</p> <p>なお、運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。</p>	(2) 同左	(2) 同左
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：15年～50年 その他：2年～20年
	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。	(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（3年～10年）に対応して定額法により償却しております。
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権(以下「破綻懸念先債権」という)のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先債権及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている資産の自己査定基準及び償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者(以下「実質破綻先」という)に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額を引き当てております。今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができない債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を引き当てております。破綻懸念先及び今後の管理に注意を要する債務者に対する債権のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は798,683百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は755,407百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒引当率を債権額に乗じた額を引き当てております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として引き当てております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部が資産査定を実施し、当該部署から独立した与信監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は749,744百万円であります。</p>
	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。	(2) 投資損失引当金 同左	(2) 投資損失引当金 同左
	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(3) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(4) 役員賞与引当金 同左	(4) 役員賞与引当金 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から費用処理</p>	<p>(5) 退職給付引当金 同左</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 同左</p>	<p>(5) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>(A) 過去勤務債務 同左</p> <p>(B) 数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理 (会計方針の変更) 当事業年度末から企業会計基準第19号「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(平成20年7月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。 これによる未認識数理計算上の差異に与える影響は軽微であります。 なお、未認識数理計算上の差異は発生翌事業年度から費用処理することとしているため、当事業年度の財務諸表等に与える影響はありません。</p>
	<p>(6) ポイント引当金 ポイント引当金は、「スーパーICカード」等におけるポイントの将来の利用による負担に備えるため、未利用の付与済ポイントを金額に換算した残高のうち、将来利用される見込額を見積もり、必要と認める額を計上しております。</p>	<p>(6) ポイント引当金 同左</p>	<p>(6) ポイント引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(7) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、オフバランス取引等に関して偶発的に発生する損失に備えるため、将来発生する可能性のある損失の見積額を計上しております。	(7) 偶発損失引当金 同左	(7) 偶発損失引当金 同左
	(8) 金融商品取引責任準備金 金融商品取引責任準備金は、受託等をした市場デリバティブ取引に関して生じた事故による損失の補填に充てるため、金融商品取引法第48条の3第1項及び金融商品取引業等に関する内閣府令第189条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。	(8) 金融商品取引責任準備金 同左	(8) 金融商品取引責任準備金 同左
6 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式及び関連会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7 繰延資産の処理方法	社債発行費及び株式交付費は、支出時に全額費用として処理しております。 また、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した社債発行差金は、実務対応報告第19号「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い」（平成18年8月11日 企業会計基準委員会）の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、社債の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を社債から直接控除しております。	同左	同左

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
8 リース取引の処理 方法	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p>	同左	<p>(借手側)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以後開始する事業年度に属するものについては、通常の売買処理に係る方法に準じて会計処理を行い、リース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。</p> <p>また、リース資産及びリース債務は、リース料総額から利息相当額の合理的な見積額を控除しない方法により計上しております。</p> <p>なお、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
9 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ</p> <p>金融資産及び金融負債から生じる金利リスクを対象とするヘッジ会計のヘッジ対象を識別する方法は、主として、業種別監査委員会報告第24号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年2月13日日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)及び会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(平成12年1月31日 日本公認会計士協会)に示されている取扱いによる包括ヘッジ又は個別ヘッジによっております。ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>固定金利の預金・貸出金等の相場変動を相殺するヘッジにおいては、個別に又は業種別監査委員会報告第24号に基づき一定の残存期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は8,946百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は12,962百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は3,898百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は3,811百万円（同前）であります。</p>	<p>変動金利の預金・貸出金等及び短期固定金利の預金・貸出金等に係る予定取引のキャッシュ・フローを固定するヘッジにおいては、業種別監査委員会報告第24号に基づき金利インデックス及び一定の金利改定期間毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引等をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えているほか、金利変動要素の相関関係により有効性の評価を行っております。</p> <p>なお、平成14年度末の貸借対照表に計上した、業種別監査委員会報告第15号「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年2月15日 日本公認会計士協会）を適用して実施しておりました、多数の預金・貸出金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失及び繰延ヘッジ利益は、当該「マクロヘッジ」におけるヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長14年間にわたり費用又は収益として認識しております。当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は5,654百万円（税効果額控除前）、繰延ヘッジ利益は6,478百万円（同前）であります。</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建の金融資産及び金融負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計については、業種別監査委員会報告第25号「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(平成14年7月29日 日本公認会計士協会。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に基づき、外貨建金銭債権債務等を通貨毎にグルーピングしてヘッジ対象を識別し、同一通貨の通貨スワップ取引及び為替予約(資金関連スワップ取引)をヘッジ手段として指定しており、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、同一通貨の外貨建金銭債務及び為替予約をヘッジ手段として包括ヘッジ又は個別ヘッジ、外貨建子会社株式及び関連会社株式については繰延ヘッジ、外貨建その他有価証券(債券以外)については時価ヘッジを適用しております。</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>	<p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当中間会計期間の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。	(ハ)内部取引 同左	(ハ)内部取引 デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる損益又は評価差額を消去せずに当事業年度の損益として処理し、あるいは繰延処理を行っております。
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。 なお、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、発生した事業年度の費用に計上しております。	同左	同左
11 手形割引及び再割引の会計処理	手形割引及び再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。	同左	同左

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		<p>(金融商品に関する会計基準) 当事業年度末から企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(平成20年3月10日 企業会計基準委員会)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、「有価証券」は5,209百万円増加、「投資損失引当金」は34,543百万円減少、「繰延税金資産」は6,267百万円減少、「その他有価証券評価差額金」は9,180百万円増加し、「経常利益」は7,875百万円減少、「税引前当期純利益」は24,305百万円増加しております。</p>
	<p>(資産除去債務に関する会計基準) 当中間会計期間から企業会計基準第18号「資産除去債務に関する会計基準」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)及び企業会計基準適用指針第21号「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(平成20年3月31日 企業会計基準委員会)を適用しております。 これにより、「経常利益」は313百万円減少、「税引前中間純利益」は15,556百万円減少しております。</p>	

【表示方法の変更】

<p>前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)</p>
<p>(中間損益計算書関係)</p> <p>「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示しておりました「法人税等還付税額」は、金額の重要性が増したため、当中間会計期間から区分して表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「法人税、住民税及び事業税」に含めて表示した「法人税等還付税額」は723百万円であります。</p>	<p>—————</p>

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,974,211百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に219,966百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は432,665百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは11,253,769百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は712,488百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は17,416百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は103,115百万円、延滞債権額は、723,483百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,895,152百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に149,925百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、再担保に差し入れている有価証券は198,271百万円、当中間会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,475,303百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入れという方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は758,021百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は10,386百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は51,490百万円、延滞債権額は、848,803百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式及び出資総額 1,928,048百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」に129,977百万円含まれております。</p> <p>消費貸借契約により借り入れている有価証券及び買現先取引により売戻し条件付で購入した有価証券等のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で再担保に差し入れている有価証券は490,517百万円、当事業年度末に当該処分をせずに所有しているものは9,570,924百万円であります。</p> <p>手形割引により受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は担保差入という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は798,061百万円であります。この内、手形の再割引により引き渡した銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替の額面金額は15,405百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は89,791百万円、延滞債権額は、836,861百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、11,747百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、263,912百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,102,258百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、43,338百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、357,065百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,300,697百万円であります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、24,730百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は、265,398百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,216,781百万円あります。</p> <p>なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)																																																				
<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>1,073</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>921,508</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>545,290</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>56,376</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>540,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>977,580</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>1,073</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金20,297百万円、買入金銭債権363,406百万円、特定取引資産38,280百万円、有価証券5,679,252百万円及び貸出金899,591百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,696,794百万円、有価証券は8,107,817百万円であり、対応する売現先勘定は6,253,373百万円、債券貸借取引受入担保金は2,331,287百万円であります。</p>	百万円		現金預け金	1,073	特定取引資産	921,508	有価証券	545,290	貸出金	56,376	百万円		コールマネー	540,000	借入金	977,580	支払承諾	1,073	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>現金預け金</td><td>80,676</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>444,222</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>1,050,612</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>440,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>1,037,686</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>80,676</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金12,246百万円、買入金銭債権131,268百万円、有価証券7,573,267百万円及び貸出金1,062,168百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は683,430百万円、有価証券は7,104,958百万円であり、対応する売現先勘定は5,559,767百万円、債券貸借取引受入担保金は524,976百万円であります。</p>	百万円		現金預け金	80,676	有価証券	444,222	貸出金	1,050,612	百万円		コールマネー	440,000	借入金	1,037,686	支払承諾	80,676	<p>※7 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>預け金</td><td>985</td></tr> <tr><td>特定取引資産</td><td>499,910</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>545,127</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>395,803</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table> <tr><td>百万円</td><td></td></tr> <tr><td>コールマネー</td><td>540,000</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>895,438</td></tr> <tr><td>支払承諾</td><td>985</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金12,625百万円、買入金銭債権155,200百万円、特定取引資産20,961百万円、有価証券4,625,484百万円及び貸出金4,568,640百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている特定取引資産は1,439,786百万円、有価証券は8,940,086百万円であり、対応する売現先勘定は4,713,556百万円、債券貸借取引受入担保金は2,597,241百万円であります。</p>	百万円		預け金	985	特定取引資産	499,910	有価証券	545,127	貸出金	395,803	百万円		コールマネー	540,000	借入金	895,438	支払承諾	985
百万円																																																						
現金預け金	1,073																																																					
特定取引資産	921,508																																																					
有価証券	545,290																																																					
貸出金	56,376																																																					
百万円																																																						
コールマネー	540,000																																																					
借入金	977,580																																																					
支払承諾	1,073																																																					
百万円																																																						
現金預け金	80,676																																																					
有価証券	444,222																																																					
貸出金	1,050,612																																																					
百万円																																																						
コールマネー	440,000																																																					
借入金	1,037,686																																																					
支払承諾	80,676																																																					
百万円																																																						
預け金	985																																																					
特定取引資産	499,910																																																					
有価証券	545,127																																																					
貸出金	395,803																																																					
百万円																																																						
コールマネー	540,000																																																					
借入金	895,438																																																					
支払承諾	985																																																					
<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,007,634百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、53,638,481百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、54,221,880百万円であります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>																																																				

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 704,918百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,148,878百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債2,210,892百万円が含まれております。</p> <p>※13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 732,113百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金2,812,983百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債1,991,350百万円が含まれております。</p> <p>※13 特別法上の引当金は次のとおり計上しております。 金融商品取引責任準備金 31百万円 金融商品取引法第48条の3第1項の規定に基づく準備金であります。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>	<p>※9 有形固定資産の減価償却累計額 714,830百万円</p> <p>※10 有形固定資産の圧縮記帳額 81,784百万円 (当事業年度圧縮記帳額 一百万円)</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金3,089,791百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債には、劣後特約付社債2,245,346百万円が含まれております。</p> <p>※14 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日 法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日政令第119号)第2条第1号に定める「地価公示法の規定により公示された価格」、同条第2号に定める「国土利用計画法施行令に規定する基準地について判定された標準価格」及び同条第4号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等を行って算定。</p>

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 29,046百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 50,011百万円	同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 54,247百万円
※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,685,864百万円であります。	※15 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,381,479百万円であります。	※15 「有価証券」中の「社債」のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は2,538,370百万円であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)												
<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益38,787百万円及び貸出債権等の売却に係る利益8,441百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="239 533 579 719"> <tr> <td>有形固定資産 (リース資産 を除く)</td> <td>25,251百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (リース資産 を除く)</td> <td>34,483百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>287百万円</td> </tr> </table> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却133,292百万円、貸倒引当金繰入額75,538百万円及び株式等売却損32,161百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産 (リース資産 を除く)	25,251百万円	無形固定資産 (リース資産 を除く)	34,483百万円	リース資産	287百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、株式等売却益30,580百万円及び貸出債権等の売却に係る利益5,595百万円を含んでおります。</p> <p>※2 減価償却実施額は次のとおりであります。</p> <table border="0" data-bbox="660 533 1000 719"> <tr> <td>有形固定資産 (リース資産 を除く)</td> <td>22,819百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産 (リース資産 を除く)</td> <td>36,616百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産</td> <td>660百万円</td> </tr> </table> <p>※3 「その他経常費用」には、株式等償却81,383百万円、貸出金償却55,553百万円及び株式等売却損21,419百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産 (リース資産 を除く)	22,819百万円	無形固定資産 (リース資産 を除く)	36,616百万円	リース資産	660百万円	<p>※4 特別利益には、投資損失引当金戻入益34,027百万円が含まれております。</p> <p>※5 特別損失には、子会社株式売却損5,983百万円が含まれております。</p>
有形固定資産 (リース資産 を除く)	25,251百万円													
無形固定資産 (リース資産 を除く)	34,483百万円													
リース資産	287百万円													
有形固定資産 (リース資産 を除く)	22,819百万円													
無形固定資産 (リース資産 を除く)	36,616百万円													
リース資産	660百万円													

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	—	—	100,700	

II 当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第二種優先株式	—	100,000	—	100,000	(注)
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	100,000	—	200,700	

(注) 第一回第二種優先株式の自己株式の増加100,000千株は、取得条項に基づき全数を取得したことによる増加であります。

III 前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
第一回第四種優先株式	79,700	—	—	79,700	
第一回第七種優先株式	21,000	—	—	21,000	
合計	100,700	—	—	100,700	

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>91,061百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>827百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>91,888百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>59,761百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>598百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>60,360百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>31,299百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>229百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>31,528百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	91,061百万円	無形固定資産	827百万円	合計	91,888百万円	有形固定資産	59,761百万円	無形固定資産	598百万円	合計	60,360百万円	有形固定資産	31,299百万円	無形固定資産	229百万円	合計	31,528百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>67,355百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>759百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68,115百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>49,785百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>584百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>50,369百万円</td> </tr> </table> <p>中間会計期間末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>17,570百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>175百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>17,745百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	67,355百万円	無形固定資産	759百万円	合計	68,115百万円	有形固定資産	49,785百万円	無形固定資産	584百万円	合計	50,369百万円	有形固定資産	17,570百万円	無形固定資産	175百万円	合計	17,745百万円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するファイナンス・リース取引 (借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <p>取得価額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>78,453百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>808百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>79,261百万円</td> </tr> </table> <p>減価償却累計額相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>54,220百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>556百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54,776百万円</td> </tr> </table> <p>年度末残高相当額</p> <table> <tr> <td>有形固定資産</td> <td>24,233百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>251百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>24,485百万円</td> </tr> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p>	有形固定資産	78,453百万円	無形固定資産	808百万円	合計	79,261百万円	有形固定資産	54,220百万円	無形固定資産	556百万円	合計	54,776百万円	有形固定資産	24,233百万円	無形固定資産	251百万円	合計	24,485百万円
有形固定資産	91,061百万円																																																							
無形固定資産	827百万円																																																							
合計	91,888百万円																																																							
有形固定資産	59,761百万円																																																							
無形固定資産	598百万円																																																							
合計	60,360百万円																																																							
有形固定資産	31,299百万円																																																							
無形固定資産	229百万円																																																							
合計	31,528百万円																																																							
有形固定資産	67,355百万円																																																							
無形固定資産	759百万円																																																							
合計	68,115百万円																																																							
有形固定資産	49,785百万円																																																							
無形固定資産	584百万円																																																							
合計	50,369百万円																																																							
有形固定資産	17,570百万円																																																							
無形固定資産	175百万円																																																							
合計	17,745百万円																																																							
有形固定資産	78,453百万円																																																							
無形固定資産	808百万円																																																							
合計	79,261百万円																																																							
有形固定資産	54,220百万円																																																							
無形固定資産	556百万円																																																							
合計	54,776百万円																																																							
有形固定資産	24,233百万円																																																							
無形固定資産	251百万円																																																							
合計	24,485百万円																																																							

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>13,791百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>17,930百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>31,722百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>8,115百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>8,119百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>15,953百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>83,175百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>99,128百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>146百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,466百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,612百万円</td></tr> </table> 	1年内	13,791百万円	1年超	17,930百万円	合計	31,722百万円	支払リース料	8,115百万円	減価償却費相当額	8,119百万円	1年内	15,953百万円	1年超	83,175百万円	合計	99,128百万円	1年内	146百万円	1年超	1,466百万円	合計	1,612百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>9,055百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>8,877百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>17,932百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当中間会計期間の支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>6,058百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>6,057百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>17,569百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>84,530百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>102,100百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>134百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>612百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>746百万円</td></tr> </table> 	1年内	9,055百万円	1年超	8,877百万円	合計	17,932百万円	支払リース料	6,058百万円	減価償却費相当額	6,057百万円	1年内	17,569百万円	1年超	84,530百万円	合計	102,100百万円	1年内	134百万円	1年超	612百万円	合計	746百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・未経過リース料年度末残高相当額 <table> <tr><td>1年内</td><td>11,923百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>12,749百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>24,672百万円</td></tr> </table> <p>(注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払リース料及び減価償却費相当額 <table> <tr><td>支払リース料</td><td>15,116百万円</td></tr> <tr><td>減価償却費相当額</td><td>15,131百万円</td></tr> </table> ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 <p>2 オペレーティング・リース取引(借手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>20,191百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>91,633百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>111,824百万円</td></tr> </table> <p>(貸手側)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr><td>1年内</td><td>140百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td>1,076百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,217百万円</td></tr> </table> 	1年内	11,923百万円	1年超	12,749百万円	合計	24,672百万円	支払リース料	15,116百万円	減価償却費相当額	15,131百万円	1年内	20,191百万円	1年超	91,633百万円	合計	111,824百万円	1年内	140百万円	1年超	1,076百万円	合計	1,217百万円
1年内	13,791百万円																																																																			
1年超	17,930百万円																																																																			
合計	31,722百万円																																																																			
支払リース料	8,115百万円																																																																			
減価償却費相当額	8,119百万円																																																																			
1年内	15,953百万円																																																																			
1年超	83,175百万円																																																																			
合計	99,128百万円																																																																			
1年内	146百万円																																																																			
1年超	1,466百万円																																																																			
合計	1,612百万円																																																																			
1年内	9,055百万円																																																																			
1年超	8,877百万円																																																																			
合計	17,932百万円																																																																			
支払リース料	6,058百万円																																																																			
減価償却費相当額	6,057百万円																																																																			
1年内	17,569百万円																																																																			
1年超	84,530百万円																																																																			
合計	102,100百万円																																																																			
1年内	134百万円																																																																			
1年超	612百万円																																																																			
合計	746百万円																																																																			
1年内	11,923百万円																																																																			
1年超	12,749百万円																																																																			
合計	24,672百万円																																																																			
支払リース料	15,116百万円																																																																			
減価償却費相当額	15,131百万円																																																																			
1年内	20,191百万円																																																																			
1年超	91,633百万円																																																																			
合計	111,824百万円																																																																			
1年内	140百万円																																																																			
1年超	1,076百万円																																																																			
合計	1,217百万円																																																																			

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	141,984	118,021	△23,962
関連会社株式	57,511	56,390	△1,120
合計	199,495	174,412	△25,083

(注) 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)

○子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	49,047	24,919	△24,128
関連会社株式	70,050	77,385	7,335
合計	119,098	102,305	△16,793

(注) 1 時価は、中間会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,705,624
関連会社株式	70,428
合計	1,776,053

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)

○子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社株式	49,047	39,371	△9,676
関連会社株式	106,721	84,234	△22,487
合計	155,769	123,605	△32,164

(注) 1 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	1,702,691
関連会社株式	69,586
合計	1,772,278

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	<p>劣後特約付借入金の返済</p> <p>当行は、平成22年11月15日開催の取締役会において、当行の連結子会社である BTMU Preferred Capital Limitedの発行した優先出資証券1,650億円が平成23年1月25日に償還されることに伴い、同社からの劣後特約付借入 1,650億円を平成23年1月25日付で返済することについて決議いたしました。</p>	<p>優先株式の取得について</p> <p>当行は平成22年2月24日開催の取締役会において、当行発行の第一回第二種優先株式の全部(1億株)につき、資本政策の一環として、当行定款第16条第1項の取得条項に基づき、定款所定の金額(1株につき2,500円、総額2,500億円)の交付と引き換えに取得を行うこと並びに当該取得の効力発生日を平成22年4月1日とすることを決議しております。</p> <p>上記決議に基づき、当行は平成22年4月1日付けで第一回第二種優先株式の全部を取得しております。</p>

(2) 【その他】

中間配当

平成22年11月15日開催の取締役会において、第6期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金総額	132,328百万円
1株当たりの中間配当金	
普通株式	9円98銭
第一回第六種優先株式	105円45銭
第一回第七種優先株式	57円50銭

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 発行登録追補書類及びその添付書類

提出日	提出先
平成22年4月13日	関東財務局長
平成22年7月9日	関東財務局長
平成22年9月16日	関東財務局長
平成22年10月8日	関東財務局長
平成22年11月5日	関東財務局長

(2) 訂正発行登録書

提出日	提出先
平成22年5月19日	関東財務局長
平成22年6月29日	関東財務局長

(3) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

提出日	事業年度	提出先
平成22年6月29日	第5期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	関東財務局長

(4) 臨時報告書

提出日	提出先	
平成22年5月19日	関東財務局長	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月25日

株式会社 三菱東京UFJ銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 暮 和 敏	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野 中 俊	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 井 良 太	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百 瀬 和 政	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱東京UFJ銀行の平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

- (注) 1 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月29日
【会社名】	株式会社三菱東京UFJ銀行
【英訳名】	The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ, Ltd.
【代表者の役職氏名】	頭取 永 易 克 典
【最高財務責任者の役職氏名】	該当ありません
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
【縦覧に供する場所】	本店のほかに該当ありません

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行頭取永易克典は、当行の第6期の中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)の半期報告書に記載した事項について確認したところ、全ての重要な点において、金融商品取引法令に基づき適正に記載されており、虚偽の記載および記載すべき事項の記載漏れはありません。

2 【特記事項】

当行は、平成22年11月22日に情報開示委員会を開催し、記載内容の適正性について確認しました。